



天保6年(1835) 中村家資料
旧本宅母屋棟札

天保六乙未歳

火不能焼

妙法蓮華經序品第一

水不能漂

九月摩訶吉日

法音山二十九世

教音日猷(花押)

中村氏敬白

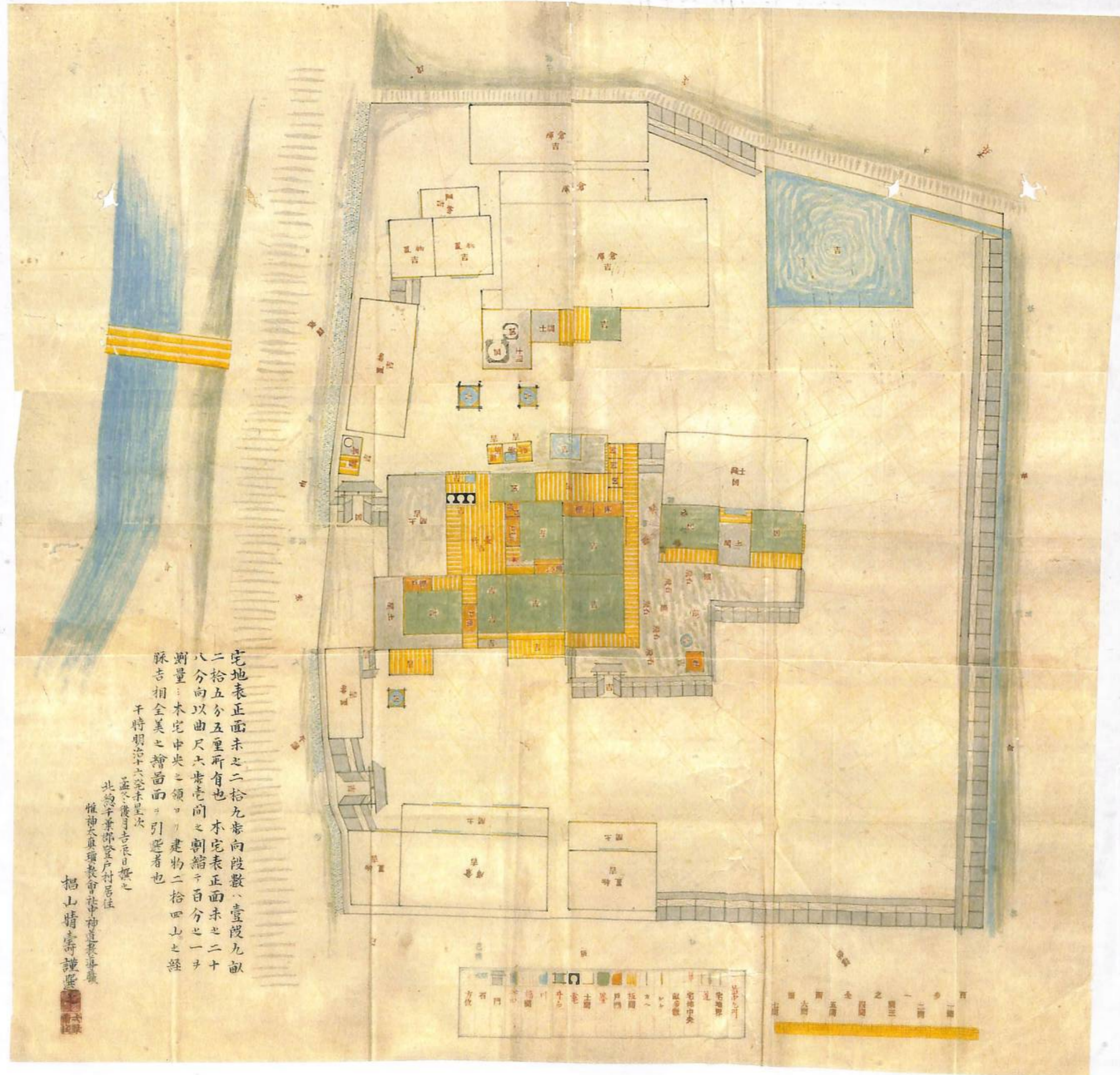
市原市草刈

中村芳博家文書


調査記録書
第1次

平成26年11月

市原の古文書研究会

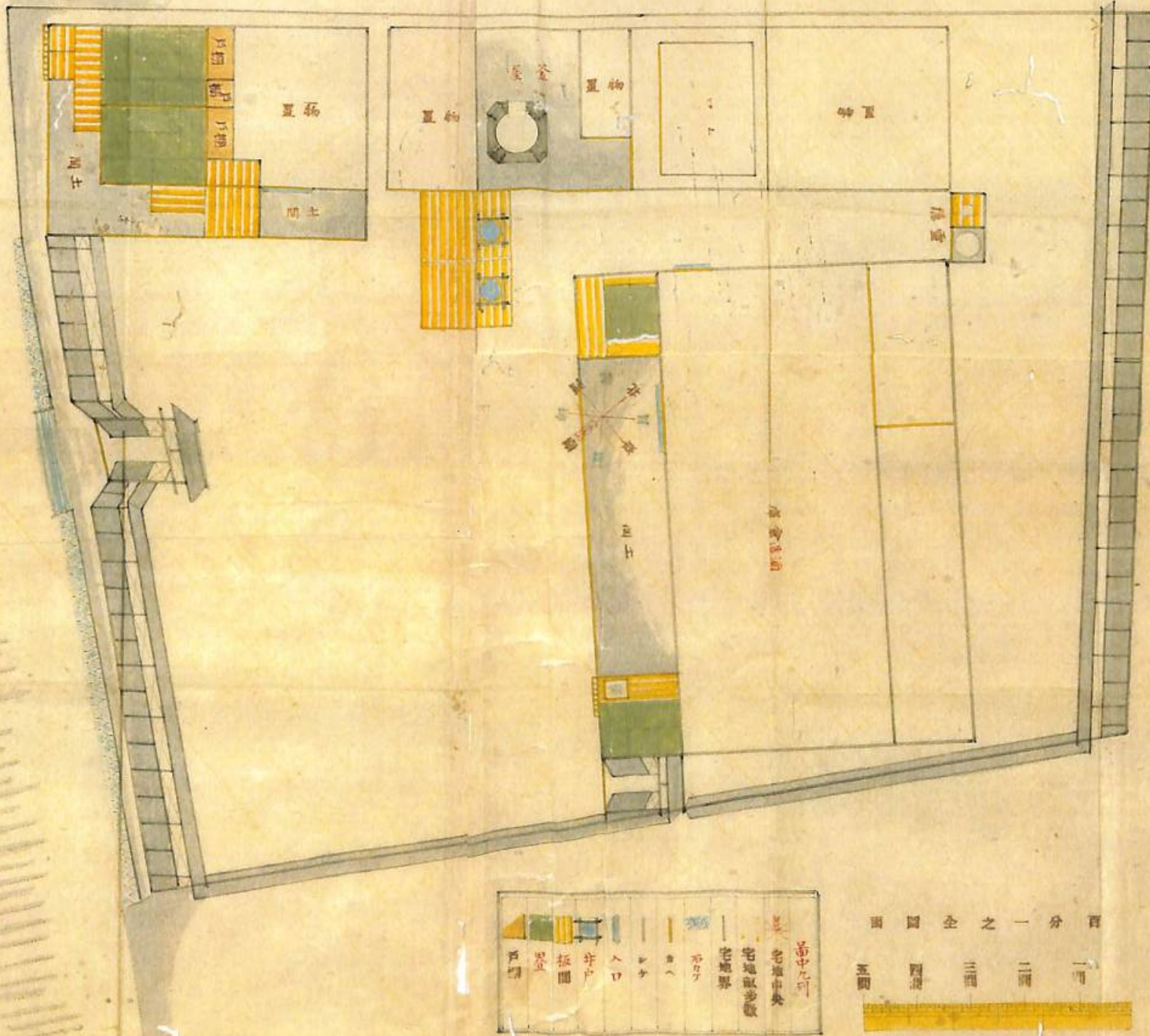


宅地表正面未之ニ拾九畝向段數ハ壹段九畝
 二拾五分五厘所有也 木宅表正面未之二十
 八分向以曲尺六步毫間之割縮千百分之一ヲ
 測量 木宅中央之領ヨリ建物ニ拾四畝之經
 脈吉相全美之繪苗面ヲ引延者也
 干特明治十六年未定
 孟之慶月吉辰日撰也
 北總千葉郡望戸村居住
 惟神大真禪教會社中神道教傳藏

招山晴壽謹撰


明治16年(1883)中村吉松本宅
 配置、平面図 家相図
 元名主。農業経営、酒造、商業
 本宅天保6年築造
 市原市草刈・中村芳博家所蔵
 作成=市原の古文書研究会
 八幡史学館名所100選チーム
 平成26年11月
 A-3縮小判=縮尺3分の1(33%)

宅地表正面未之二拾三米向段數ハ壹段ト三米七重五七所有也
 以曲尺六分壹間之割ニ縮テ百分之一ヲ測量シ在末建物之全圖
 之繪面ニ引撰者也



南總市原郡草刈村
 中村吉松君之宅畧也

干時明治十六癸未星次亥辰月辰日引撰也

惟神太真瑠教會社中兼教導職
 北總千葉郡登戸往
 相山晴壽謹啓

明治16年(1883)中村吉松別宅配置、平面図 酒造部分家相図
 市原市草刈・中村芳博家所蔵
 作成=市原の古文書研究会、八幡史学館名所100選チーム
 平成26年11月 A-3縮小判=縮尺2分の1(50%)

二九御留守居格 講武所鎗術師範役並
同師範役布衣 奧詰
被_二仰付_一之 加藤平九郎

六月

朔日 細川大和守。吉川監物御目見。御暇御參内令。

一四半時御黑書院 出御。

細川大和守
吉川 監物

右被_二 召出。御目見被_二 仰付_一候。

佛前、當作何波下向
被_二仰付_一。月次御禮無_レ之令。

右官位之御禮として登城。於_二御黑書院_一之間、調_二周防守_一。

一 御刀備前國則弘 松平備前守
代金七十枚 名代田付主計

一當日御祝儀。且 御滞留中爲_レ伺_二 御機嫌_一。知恩院宮。西本願寺使者差上之。於_二鎗之間縁頼_一調_二周防守_一。

此程大坂表江被_レ爲_レ成候節。其方領分淡州由良浦 御巡見被_レ遊候處。臺場等宜敷出來。且家來共

大炮打試をも 御覽被_レ遊候處。何れも成熟之段。

兼々防禦筋厚相心得。世話行届候故之儀與。一段之事

二被_二 思召_一候。依之被_レ下之。

一明後三日御暇 御參内之節。御行列其外。都而初而御參内之節之通。可_レ被_二相心得_一候。但服職改_レ無_レ之候事。

右於_二御黑書院_一之間。周防守申渡之。

一明後三日御暇 御參内二付。

一 肝煎 高家 中條中務大輔
右被_二 仰付_一旨。於_二芙蓉間替席_一。同人申渡之。

一殿中染帷子。麻上下。
一明後三日已刻御暇 御參内被_レ遊候様。御所上

り被_二 仰出_一候。此段向_二江可_レ被_レ達候事。
「右之趣被_レ 仰出候」

各賜_二酒儀_一。
一諸大名於_二鷺間_一御禮。以_二傳奏_一申上。

二日 自_二御所有_一被_レ進物。中條中務大輔位階昇進。御參内令。

一七時大廣間御下段 出御。御所_レ之 御使被_二召出_一。被_レ進物有_レ之。御頂戴。畢而 御返答被_二 仰含_一。少々 御送り有_レ之。御使退座。

一前條 御頂戴品左之通。
一藥玉 一御菓子芽卷
右 御拜覽有_レ之。畢而 入御。

三日 今朝御目付土屋民部。向山榮五郎御目見。御人拂御用有_レ之。御暇御參内。明日惣出仕。

老中拵小笠原長行率兵將入京勅止之
口、御、並德本朱抹、恐行外國取、並據德本補

一前條 御頂戴之御菓子。會津初。關老。參政江被_レ下候。
一從四位下 中條中務大輔
右被_二 仰付_一旨。於_二芙蓉間替席_一。和泉守申渡之。

一明三日御暇 御參内。御供揃五半時と相違置候處。五時之御供揃タルべき旨。猶又向_二江可_レ被_レ相觸_一候事。

一明日供奉之面々。衣冠下_二襲無_レ之。夏扇相用候事。

御暇 御參内。御所御次第之内
一隨從大名。公卿衆。四位以下鶴間等と祇候。守三位次。着座。
一隨從之大名。小御所下段。おゐて拜_二 龍顔_一。自餘於_二廂拜_一 龍顔。

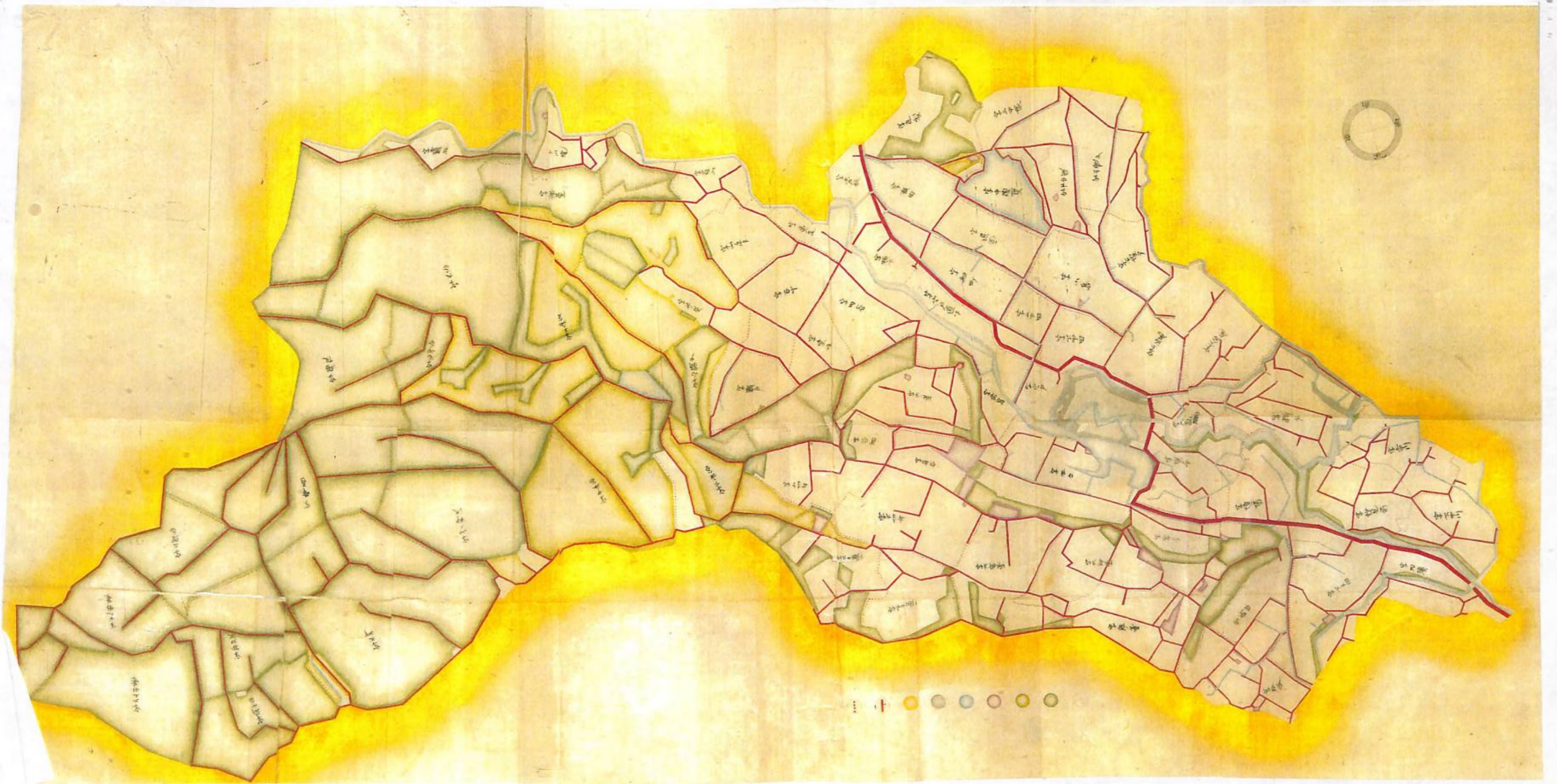
一隨從大名。公卿於_二虎間_一。四位以下并高家於_二虎間等_一。

御展り。夫々 御召替之而。水野和泉守殿。板倉周防

下襲、據德本補
次、德本此下有第字
龍、德本作石
虎間等、德本頭注云御次第書ニヨレバ鶴間樓間等トア

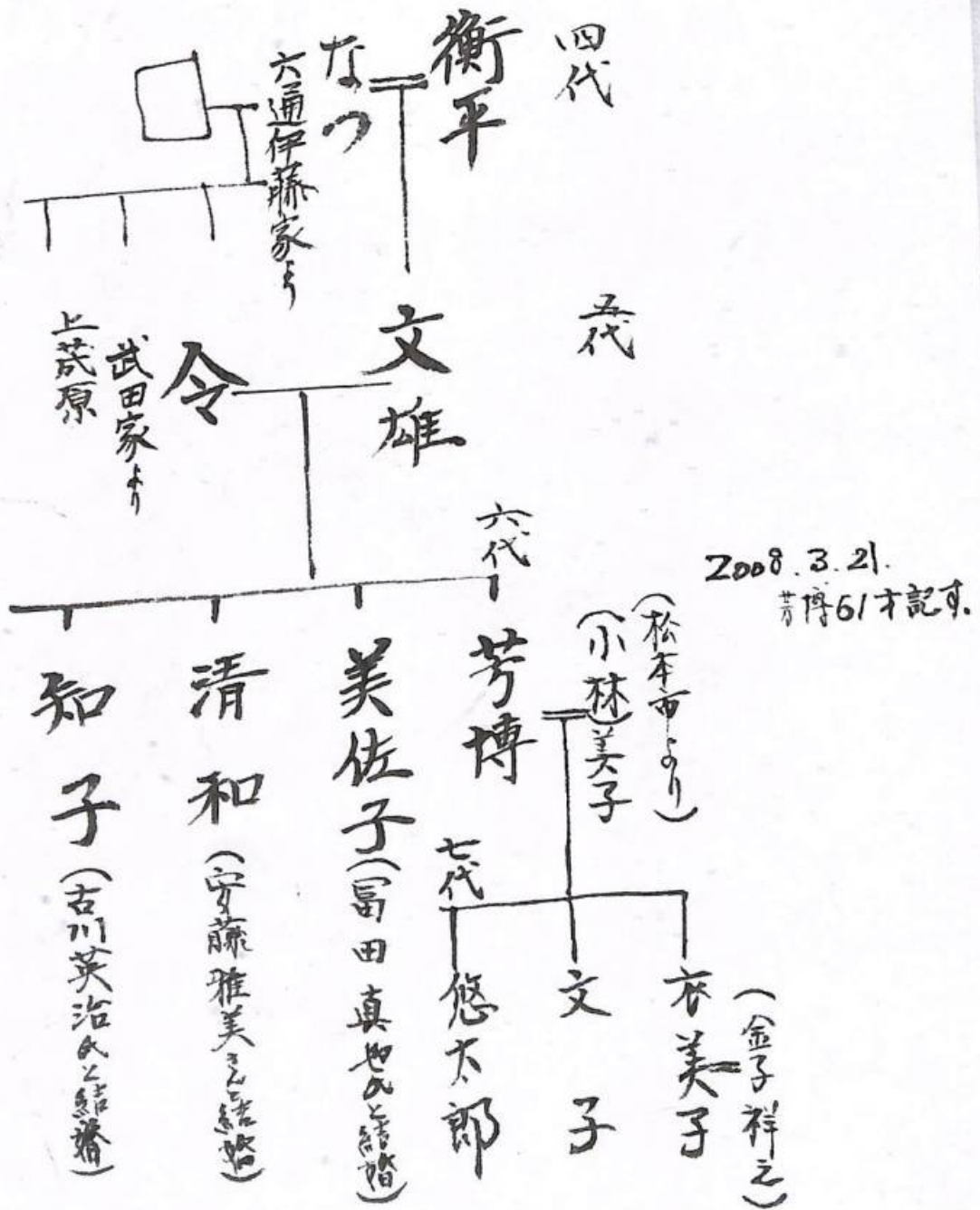
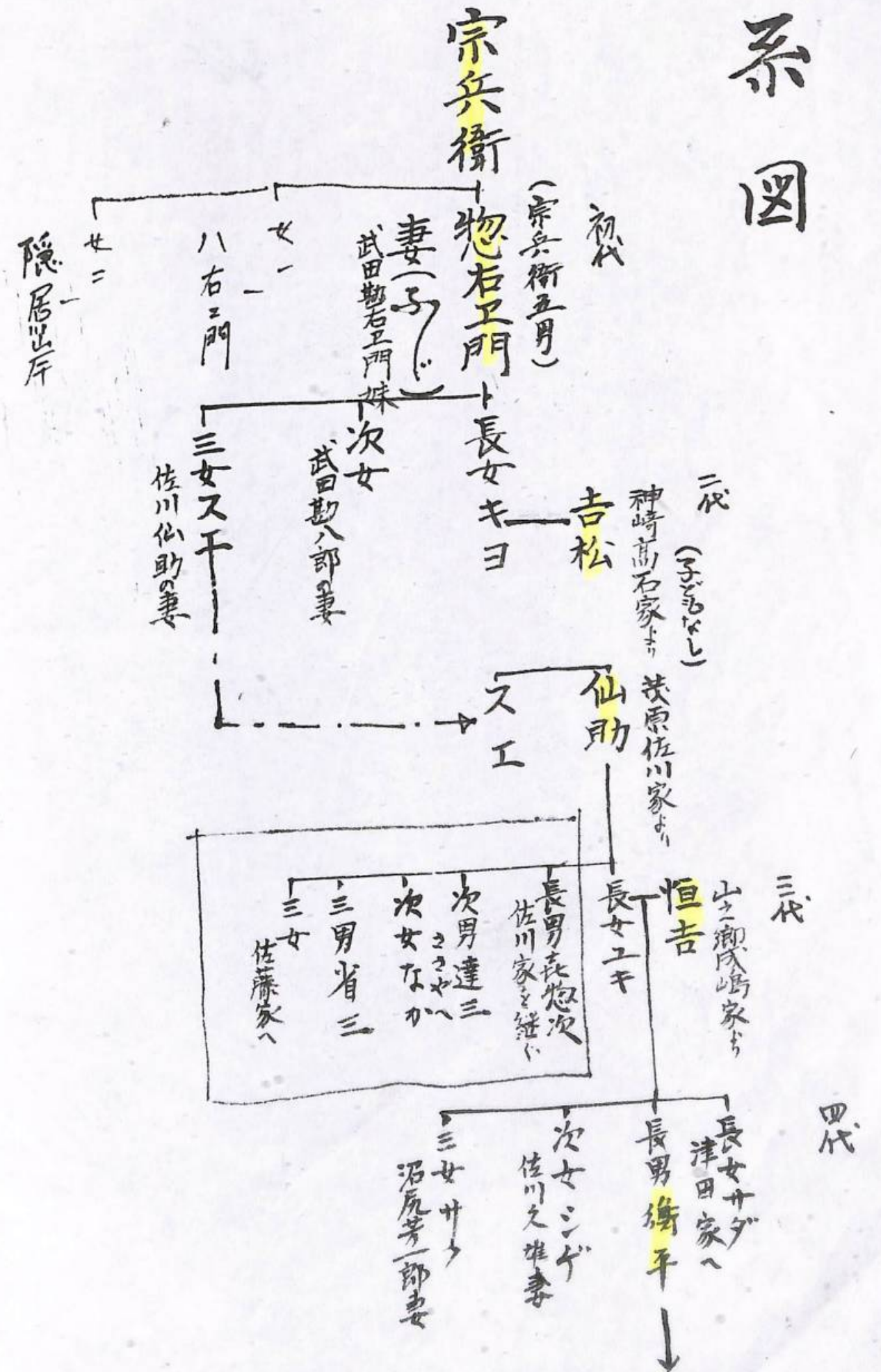
右云々、德本朱抹、恐行位階昇進、據德本作叙詩、據德本改

四、原作二可、今從德本

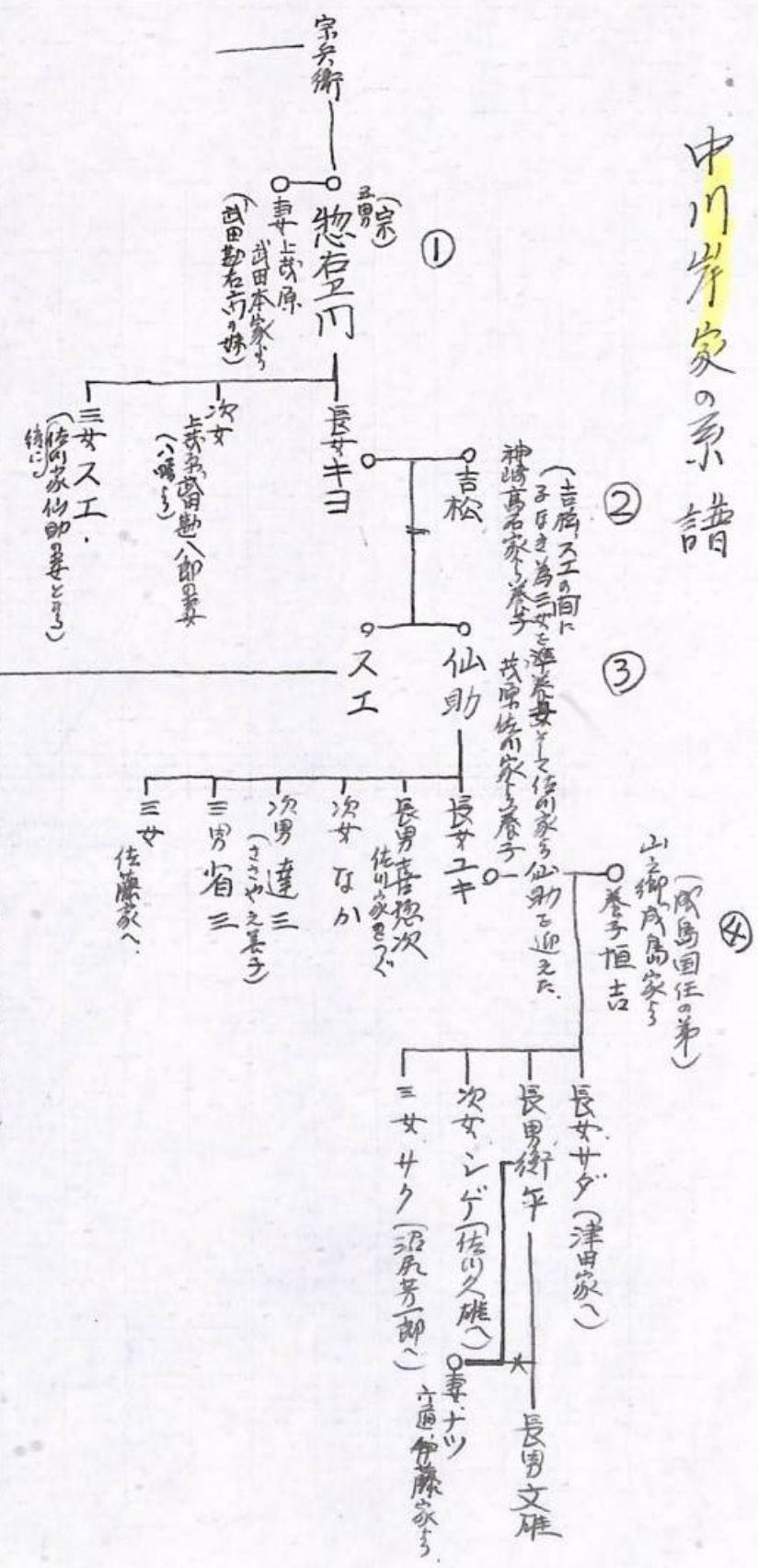


明治9年(1876)草刈村字訳絵図 市原市草刈・中村芳博家所蔵
作成=市原の古文書研究会、八幡史学館名所100選チーム
平成26年11月 A-3縮小判=縮尺3分の1(33%)

系図



中川岸家の系譜



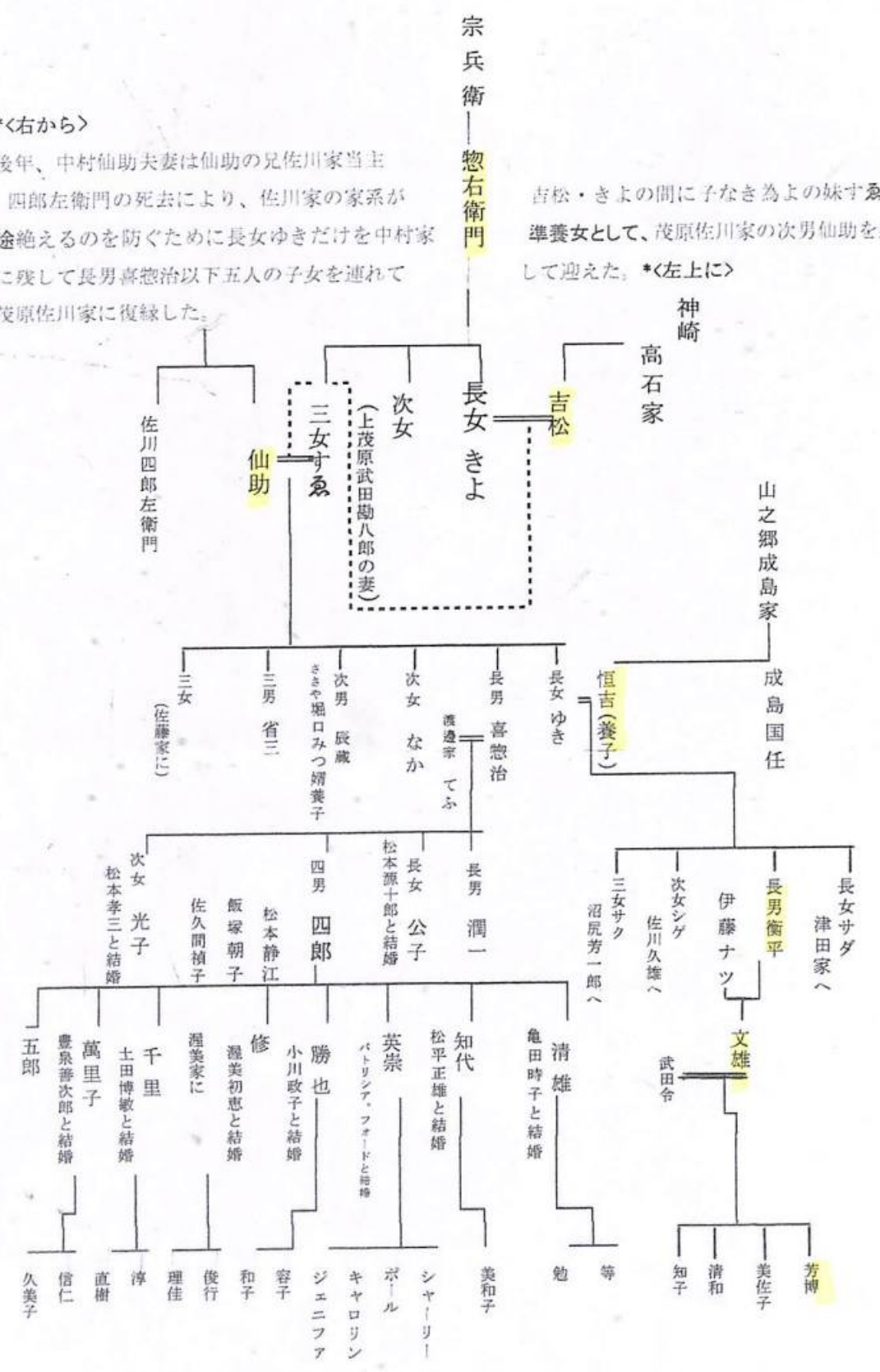
中村仙助夫婦は佐川家四郎左衛門夫婦に子なき為、弟にあり仙助夫婦は中村家より貰い返し返す家と継いだので、長女ユキを中村家に残して長男喜惣次以下を引寄せ佐川家をついた。その子即ち喜惣次は後に長谷川喜と迎えて現在四郎と生む。

(中村八重内と喜の行を)

*<右から>

後年、中村仙助夫妻は仙助の兄佐川家当主四郎左衛門の死去により、佐川家の家系が途絶えるのを防ぐために長女ゆきだけを中村家に残して長男喜惣治以下五人の子女を連れて茂原佐川家に復縁した。

吉松・きよの間に子なき為よの妹すゑを準養女として、茂原佐川家の次男仙助を婿として迎えた。*<左上に>



(曾孫 多数=12)

手賀排水機場が完成。同43年以降、その合流点から下流の旧堀の部分は埋め立てられ、住宅が建ち道路が走っている。現在、排水機場のある所まで流れ、そこから利根川に排水され、かつての流路とは異なる。

きおん 祇園〈木更津市〉
小櫃川下流左岸に位置する。地名は、平景清が京都の祇園をしのんで命名したとも、京都祇園の八坂神社の神霊を遷祀したことによるともいう。

〔近世〕**祇園村** 江戸期～明治22年の村名。上総国望陀郡のうち。はじめ幕府領、のち「上総国村高帳」では幕府、旗本高尾氏・芝田氏の相給、「旧高旧領」では岩槻藩、旗本高尾氏・柴田氏の相給。村高は、文禄3年「石高覚帳」329石、「元禄郷帳」「天保郷帳」「旧高旧領」ともに261石余。「上総国村高帳」では家数42。明治6年千葉県に所属。神社は須賀神社(牛頭天王社)。寺院は真言宗安養寺。同18年の反別111町1反余(上総国町村誌)。明治22年清川村の大字となる。

〔近代〕**祇園** 明治22年～現在の大字名。はじめ清川村、昭和17からは木更津市の大字。明治24年の戸数50・人口250、厩17。昭和36年国鉄久留里線祇園駅開設。一部が同45年清見台1丁目・清見台東1丁目、同53年永井作1～2丁目・清見台東1～2丁目・祇園1～4丁目・清川1丁目、同55年清見台南4～5丁目となる。

〔近代〕**祇園** 昭和53年～現在の木更津市の町名。1～4丁目がある。もとは永井作・祇園・菅生の各一部。

きおんおおつかこふん 祇園大塚古墳〈木更津市〉

木更津市祇園に所在した前方後円墳。小櫃川下流南岸の標高10mの低地内にあり、組合せ式箱式石棺があった。詳細は不明であるが、出土遺物のうち、画文帯四仏四獣鏡・金銅製眉庇付冑は有名。ほかに金銅製小札・銀製耳飾・鉄鎌などがある。5世紀後半の築造と推定。

きがたな 木刀〈松尾町〉

木戸川左岸に位置する。

〔近世〕**木刀村** 江戸期～明治22年の村名。上総国武射郡のうち。「東金御鷹場日記」では借毛組に属し、旗本川口氏領、「上総国村高帳」「旧高旧領」でも変わらず。村高は、文禄3年「石高覚帳」250石、「元禄郷帳」257石余、「天保郷帳」「旧高旧領」ともに261石余。「上総国村高帳」では家数24。鳥喰沼系水8か村のため、水論が絶えず「水論覚書」(押尾家文書)によれば、元禄13年水本4か村を訴え、定杭を立て給水されたり、天明年間当村に新規の溝を掘ることが許可されたりしたことがわかる。明治6年千葉県に所属。神社は八幡神社。寺院は日蓮宗妙栄寺。同10年頃の戸数21・人口127、反別45町4反余(池田家文書)。同18年の反別50町7反余(上総国町村誌)。明治22年大平村の大字となる。

〔近代〕**木刀** 明治22年～現在の大字名。はじめ大平村、昭和30年からは松尾町の大字。明治24年の戸数22・人口136、厩11。昭和30年の世帯数46・人口225。

きくたのしょう 菊田荘〈習志野市〉

〔中世〕室町期に見える荘園名。下総国のうち。室町期と推定される年次未詳の岩松右京大夫(持国)所領注文に「菊田庄内家中郷」とある(正本文書/県史料

県外)。現在、習志野市津田沼に菊田神社が鎮座するので、当荘もこの付近にあったと思われる。

きくま 菊間〈市原市〉

村田川左岸の菊間台地に位置する。「先代旧事本紀」に見える菊麻国造との関連が推定される菊間廃寺跡がある。

〔中世〕**菊間之郷** 戦国期に見える郷名。上総国市原荘のうち。天正11年12月13日の里見義頼寺領充行状(田代文書/県史料諸家)に「於菊間之郷、一乗坊跡出之候、仍如件」とあるのが初見で、正善院に当郷を充行っている。その後天正18年5月日の豊臣秀吉禁制(榊原ヨシ家文書/市原市史資料集中世編)にも市原荘のうちとして「きくま」と記されている。なお、治承4年、源頼朝が飯香岡八幡に神領を寄進したと記録される飯香岡八幡宮由緒本記(近世に筆写されたもの)にも「菊間村」とある。また天正13年佐倉城主千葉邦胤を殺害した桑田万五郎が追手により当地で討ちとられたという(房総治乱記)。

〔近世〕**菊間村** 江戸期～明治22年の村名。上総国市原郡のうち。元禄10年からは旗本酒井氏ほか5氏の相給。村高は、文禄3年「石高覚帳」1,354石、「元禄郷帳」1,374石余、「天保郷帳」「旧高旧領」ともに1,404石余。「上総国村高帳」では家数190。天保9年の家数160・人数812、**農間商い**并諸職大渡世は居酒屋7・湯屋3・荒物1(飯香岡八幡宮文書/県史料上総)。神社は八幡神社・稲荷神社。寺院は真言宗千光院・月光院・戒誓寺・福寿院。明治元年菊間藩の陣屋が置かれる。同2年、同藩は能満原野を藩土に払い下げ茶園を経営させた。また藩主水野忠敬は当村在住の菊間藩士族授産のため資金を投じて蚕業組合を組織(市原郡誌)。明治6年の記録によれば菊間藩士は644名であったという。明治6年千葉県に所属。同7年千光院に菊間小学校開校。同18年の反別273町4反余(上総国町村誌)。明治22年菊間村の大字となる。

〔近代〕**菊間村** 明治22年～昭和30年の市原郡の自治体名。**菊間・古市場・大厩梁・草刈**の4か村が合併して成立。旧村名を継承した4大字を編成。役場を菊間に設置。明治24年の戸数462・人口2,585、厩81、船2。主な産業は農業。明治25年菊間尋常小学校の草刈分校を廃止し、高等科併置、同38年特別学級併設。昭和22年同所に菊間中学校併設、同24年新築移転。昭和30年市原町の一部となる。

〔近代〕**菊間** 明治22年～現在の大字名。はじめ菊間村、昭和30年市原町、同38年からは市原市の大字。菊間村役場所在地。明治24年の戸数242・人口1,428、厩41。昭和41年起工の若宮団地造成により、同46年一部が若宮2～7丁目となる。世帯数・人口は、昭和40年287・1,503、同56年1,897・6,801。

きくまけん 菊間県

〔近代〕明治4年7月14日～11月13日の県名。千葉県の前身の1つ。明治4年7月14日廃藩置県により、旧菊間藩領を継承して成立。県庁は市原郡菊間村に設置。「房総通史」によれば、当時の戸口は1万5,420・7万4,069。明治4年11月13日菊間県は廃止され、木更津県に統合された。

きくまてんじんやまこふん 菊間天神山古墳〈市原市〉

市史跡。市原市菊間字深道永台に所在。菊間台地の北端、村田川に面した標高20mの台地上に展開する菊間古墳群中の円墳。直径39m・高さ3.5m。発掘はされていないが、円筒埴輪が発見されており、6世紀前後の築造と推定される。

きくまはん 菊間藩

〔近代〕明治初年の藩名。譜代・小藩。藩庁は市原郡菊間村(市原市)。明治元年駿河国駿府藩の成立により、駿河・越後・三河・伊豆4国内に領地5万石を領有する駿河国沼津藩主水野忠敬が、同国内2万3,700石余の領地を収公され、上総国菊間藩5万石に入封を命ぜられ、当地に藩庁を置いて成立。領地は上総国市原郡内2万3,700石余、越後・三河・伊豆3国内の散在領からなり、表高は5万石であったが、実高は5万4,650石余。明治2年6月版籍奉還、同4年廃藩置県となる。

きさき 木崎〈大網白里町〉

南白亀川支流小中川下流左岸に位置する。地名は、林野を開発してできた畑の突端の意とも、陽成天皇生母の二条后(鎮守太政大神宮に祀られた藤原長良の娘高子)にちなんで名付けられたともいう(山武郡郷土誌)。

〔近世〕**木崎村** 江戸期～明治22年の村名。上総国山辺郡のうち。「東金御鷹場日記」では上谷組に属し、旗本高木氏・服部氏の相給、「上総国村高帳」「旧高旧領」ではともに幕府・旗本服部氏の相給、ほかに与力給知があり、村高は、文禄3年「石高覚帳」175石、「元禄郷帳」127石余、「天保郷帳」「旧高旧領」ともに207石余。「上総国村高帳」では家数29。明治6年千葉県に所属。神社は太政大神宮。寺院は日蓮宗正国寺。同18年の反別80町8反余(上総国町村誌)。明治22年増穂村の大字となる。

〔近代〕**木崎** 明治22年～現在の大字名。はじめ増穂村、昭和29年からは大網白里町の大字。明治24年の戸数48・人口208、厩12。

きさき 木崎〈茂原市〉

一宮川支流阿久川左岸に位置する。

〔近世〕**木崎村** 江戸期～明治22年の村名。上総国長柄郡のうち。寛文6年・享保14年(茂原市史)および「上総国村高帳」「旧高旧領」ではともに旗本伊沢氏領。村高は、文禄3年「石高覚帳」247石、「元禄郷帳」248石余、「天保郷帳」276石余、「旧高旧領」298石余。「上総国村高帳」では家数57。寺院は真言宗東泉寺。同寺には広島屋治右衛門の墓があったといわれる。治右衛門は寛文2年千町野の原野の開拓を幕府に願い出て着工したが完成せず、その責任をとって東泉寺境内で自刃した。現在も当時の広島堀跡が残り、新田開発の苦労がしのばれる。明治6年千葉県に所属。明治22年東郷村の大字となる。

〔近代〕**木崎** 明治22年～現在の大字名。はじめ東郷村、昭和27年からは茂原市の大字。明治24年の戸数60・人口425、厩29。第2次大戦中、当地域を中心に茂原海軍航空基地が造られ民家41戸は強制移転。天然ガスが自噴し、自家用ガス井を持つ家庭もある。昭和28年一部が東郷となる。

きさきしんでん 木崎新田〈茂原市〉

〔近世〕江戸期～明治8年の村名。上総国長柄郡のう

ち。九十九里浜平野南部の平坦地、一宮川支流の阿久川左岸に位置する。正徳・享保年間に千町村周辺に広がる千町野の大開発によって形成された新田の1つで、享保20年の検地で高入れされた。「天保郷帳」では千町野新田のうちに含まれている。「上総国村高帳」では幕府領、「旧高旧領」では鶴牧藩領。村高は「上総国村高帳」「旧高旧領」ともに30石余。明治6年千葉県に所属。明治8年六ツ野村の一部となる。

きさらづ 木更津〈木更津市〉

古くは木佐良津と書いた。東京湾岸、矢那川河口に位置する。地名は、日本武尊が東征の際、弟橘姫命の死を悲しみ当地を去ることができなかったため、当地を「君不去諱」と呼び、のち「きさらず」となったと伝える。

〔中世〕**木佐良津** 鎌倉期から見える地名。上総国望陀郡菅生荘のうち。茂原市三ヶ谷永興寺蔵本尊釈迦如来像胎内文書の文永10年6月8日付奉籠願文に「きさらずの女房」と見える(木更津市史)。茂原市茂原藻原寺蔵の永正13年書写といわれる「仏堂伽藍記」の妙光寺の四天造立の項に「文和二年(癸巳)七月廿二日御衣木自木更津至(到カ)来」と見える(県史料諸家)。神奈川県鎌倉市小町本覚寺蔵応永17年11月8日付梵鐘銘に「上総州菅生庄木佐良津八幡宮御宝前」とある(県史料金石2)。文明年間には道興准后が木更津や吾妻の地名をあけて「爰にふと木更津の郷過れとも猶もあつまのうちとこそきけ」と詠んでいる(廻国雑記/群書18)。東京都杉並区高円寺の佐藤祐直氏蔵天文20年3月21日付釈迦如来像台座銘文に「上総国木佐良津成就寺坊敬白」と見え(木更津市史)、天正4年(推定)7月2日の北条氏繁判物には本牧より「木佐良津」までの海上中にて記したとあり(堤文書/県史料県外)、木更津市請西の長楽寺所蔵文書の天正19年11月日付寄進状にも「上総国望陀郡木佐良津郷」と見える(木更津市史)。なお「義経記」巻3頼朝謀反事には上総介広常が頼朝の使者が来ないのを不満に思い「きさうとの浜」へ兵を押し寄せ源氏を牽制しようと議したことが見えるが、この浜は当地に推定されている。

〔近世〕**木更津村** 江戸期～明治22年の村名。望陀郡のうち。はじめ幕府領、のち「上総国村高帳」では幕府・清水家・館山藩の相給、「旧高旧領」では前橋藩領。なお「旧高旧領」には八幡神社領3石・選沢寺除地14石余など計53石余の寺社除地が記載されている。村高は、文禄3年「石高覚帳」1,131石、「元禄郷帳」1,124石余、「天保郷帳」「旧高旧領」ともに1,199石余。「上総国村高帳」では家数940。慶長19年大坂の陣に際し、幕府水軍に寄与した水夫の子孫が、幕府領年貢米の輸送権を獲得したという。以後木更津は港町として発展した。安房上総2国への渡船営業権をも獲得し、江戸との間の海運に従事した木更津船が誕生したという。同船の江戸での発着所は木更津河岸と呼ばれた(木更津船由緒書)。この木更津船の就航は、当村を江戸文化流入の窓口とし、当村は周辺地域に文化的影響力をもった。文化人の訪問も多く、特に伊能忠敬が享和元年、小林一茶が同3年、安藤広重が天保15年・嘉永5年にそれぞれ来訪した。当村出身の落語家木更津亭柳勢の創作である木更津甚句は、安政年間に

称地がなく、比定地は未詳。

くぐた 久々田 <習志野市>

東京湾北東部の海岸低地に位置する。地名の由来は、菊田川沿いに水田が長く続いていたので長々田といい、それが転訛したとも、水田にクコが沢山生えていたのでクコ田といい、それが転訛したとも伝える（ならしの風土記）。永禄12年と慶長2年の菊田神社棟札写に「久々田大明神」の名が見え、その裏書によると、左遷された藤原師経卿の船が治承5年に「久々田浦」に着いたという。

[近世] 久々田村 江戸期～明治22年の村名。下総国千葉郡のうち。「各村級分」では旗本金田氏・西山氏の相給、「旧高旧領」では幕府・旗本金田氏の相給。村高は、慶長19年「御成街道作帳」145石（旧佐野家文書／千葉市史料編2）、「元禄郷帳」181石余、「天保郷帳」220石余、「旧高旧領」85石余。慶長2年菊田神社棟札によれば氏子数22。元禄2年鷺沼村と入会地の野境について争う（広瀬家文書）。天保末年の「房総三州漫録」に「サルバウ、久々田・谷津・鷺沼の海に多し、泥ねばなり、円くして肉の色あかし、鯔になすべし」と見える。神社は菊田神社、寺院は真言宗東漸寺。明治6年千葉県に所属。同6年東漸寺に菊田小学校開校。明治22年津田沼村の大字となる。

[近代] 久々田 明治22年～昭和29年の大字名。はじめ津田沼村、明治36年からは津田沼町の大字。明治24年の戸数299・人口1,795、厩7、船68。同28年総武鉄道（現国鉄総武本線）津田沼駅開設。同35年久々田漁業組合、大正元年に修業年限3年の私立大正学館設立。同10年には京成電気軌道（現京成電鉄）津田沼駅開設。昭和29年の世帯数1,697・人口7,072。昭和29年習志野市津田沼となる。

くぐつ 久々津 <市原市>

村田川中流左岸に位置する。

[近世] 久々津村 江戸期～明治22年の村名。上総国市原郡のうち。寛永17年の水帳には久踏と見える。旗本鈴木2氏の相給。村高は、文禄3年「石高覚帳」62石、「元禄郷帳」「天保郷帳」とともに97石余、「旧高旧領」62石余。「上総国村高帳」では家数28。明治6年千葉県に所属。神社は諏訪神社、寺院は日蓮宗本照寺、同18年の反別43町余（上総国町村誌）。明治22年湿津村の大字となる。

[近代] 久々津 明治22年～現在の大字名。はじめ湿津村、昭和30年市津村、同36年市津町、同38年からは市原市の大字。明治24年の戸数32・人口180、厩15。昭和40年の世帯数33・人口180。

くくまのこう 菊麻郷 <市原市>

[古代] 平安期に見える郷名。「和名抄」上総国市原郡六郷の1つ。東急本は「葉麻」に作る。訓は高山寺本・東急本ともに「久々万」。「先代旧事本紀」国造本紀には「菊麻国造」の名が見える。村田川下流南西岸の台地、現在の市原市菊間付近に比定される。付近に東灌山、姫塚古墳、菊間廃寺跡がある。

くさかべのこう 日部郷 <山田町>

[古代] 平安期に見える郷名。「和名抄」下総国匝瑳郡十八郷の1つ。「地理志料」によれば「日部」は「日下部」を改めたもので、日下部氏の居住地という。「地名辞書」は現在は山田町山倉付近に比定し、「地理

志料」は同町志高・古内から干潟町長部にかけての一带に比定している。

くさかり 草刈 <市原市>

村田川中流域に位置する。奈良・平安期の川焼瓦窯跡がある。

[近世] 草刈村 江戸期～明治22年の村名。上総国市原郡のうち。享保年間頃西条藩領、天明元年五井藩領、「上総国村高帳」では五井藩領、「旧高旧領」では鶴牧藩領。村高は、文禄3年「石高覚帳」272石、「元禄郷帳」357石余、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに375石余。「上総国村高帳」では家数116。村内の草刈堰は金剛地村に発する小川をせきとめ、菊間村、八幡村の耕地210余町歩、下総国千葉郡古市場・村田・浜野・北生実諸村の耕地数百町歩を灌漑。同堰は千葉郡椎名郷茂呂の名主五郎右衛門が付近の干害をみて、当村名主の賛成を得、慶長17年着手、3年後の元和元年完成したという（千葉市史近世近代編）。堰の完成後、堰地や堰留土取場・惣水切落場に面積をとられ、村高は半分近くに減少。また、水下の村々との間でたびたび水論が起こった（高梨家文書 県史料下総）。神社は大宮神社、寺院は日蓮宗行光寺。明治6年千葉県に所属。同10年菊間小学校草刈分校開設。同18年の反別227町6反余（上総国町村誌）。明治22年菊間村の大字となる。

[近代] 草刈 明治22年～現在の大字名。はじめ菊間村、昭和30年市原町、同38年からは市原市の大字。明治24年の戸数109・人口421、厩24。昭和40年の世帯数203・人口1,045。明治後期の鉄道開通までは村田川水運が盛んで古市場河岸とともに当地にも河岸が置かれた。明治25年菊間尋常小学校草刈分校廃止。

くさかりぜき 草刈堰 <市原市>

県中央部、市原市の北端草刈にある堰。面積約8,000m²。字堰の下で村田川より水を引き込み池をなす。この水を両派に分け、1つは西に導き八幡宿の用水田を1つは北に導き古市場・北生実・浜野・村田（以上千葉市）などの水田を灌漑する。元和8年代官高室金兵衛が当地の干害を憂えて村民とともに開いた堰（上総国誌稿）。

くさがわら 草川原 <君津市>

古くは草河原と書く。小櫃川上流左岸に位置する。

[近世] 草川原村 江戸期～明治22年の村名。上総国望陀郡のうち。「上総国村高帳」では川越藩領、「旧高旧領」では前橋藩領。村高は、文禄3年「石高覚帳」124石、「元禄郷帳」131石余、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに186石余。「上総国村高帳」では家数43。常盤半兵衛は亀山地区に土甕式炭焼法を伝える。明治6年千葉県に所属。神社は八幡神社。寺院は真言宗蔵福寺。同寺は海運・縁結びの十一面観音を祀る三石山観音庵を管理する。同10年野村喜惣治により灌漑用水が引かれ、7町歩余の良田が開墾された（上総町郷土史）。同18年の反別185町9反余（上総国町村誌）。明治22年亀山村の大字となる。

[近代] 草川原 明治22年～現在の大字名。はじめ亀山村、昭和29年上総町、同45年君津町、同46年からは君津市の大字。明治23年野村喜惣治が造林を計画し、原野の払下げを受け、翌24年から杉苗数万を栽植した（上総町郷土史）。明治24年の戸数38・人口220、厩21。

くさげむら 草毛村

[中世] 鎌倉期～南北朝期に見える村名。下総国大須賀保のうち。延慶元年12月25日付関東裁許状に「下総国大須賀保内毛成・草毛両村」とあり、毛成村とともに、千葉一族の大須賀時朝（禪真）と鎌倉円覚寺雑掌とが当村をめぐる相論している。同文書によれば、毛成・草毛両村は大須賀胤氏（信蓮）の所領であったが、弘長3年、神四郎（了義）に永代売却された。了義は正応2年5月19日、両村地頭職を円覚寺に寄進し、永仁6年4月12日、幕府が寺領として安堵したが、その後、胤氏の孫時朝が永仁徳政令を楯に所領の返還訴訟を起こしたもので、幕府は時朝を退けて、円覚寺の地頭職を安堵している。この地頭職は、幕府崩壊後には建武4年7月10日、足利直義によって安堵され、大須賀氏の押妨もしばしばあったらしいが、室町期には、応永26年12月17日、鎌倉公方足利持氏が安堵している。また、延文6年には伊勢内宮の役夫工米が賦課されたが、永和3年12月11日、官宣旨によって朝廷から勅事・国役などの公役を免除された（円覚寺文書/県史料県外）。比定地は未詳であるが、応安3年2月27日付円覚寺文書目録に毛成・草毛両村について「一枚（枚）両郷会（絵）図」とあり（同前/神奈川県史料編3）、両村が1葉の図に描かれているらしいことから見て、現在の神崎町毛成の近傍に所在したとも考えられる。

くさじき 草敷 <木更津市>

古くは草舗と書いた。矢那川最上流域に位置する。地名は、源頼朝が松の木の下に草を敷いてすわったことによると伝える。

[近世] 草敷村 江戸期～明治22年の村名。上総国望陀郡のうち。はじめ幕府領、のち「上総国村高帳」では村名は見えず、文政年間頃旗本山下氏・鈴木氏・森氏の相給、「旧高旧領」では旗本福島氏・土屋氏の相給。村高は、「元禄郷帳」50石余、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに72石余。明治6年千葉県に所属。神社は八幡神社。同18年の反別159町5反余（上総国町村誌）。明治22年鎌足村の大字となる。

[近代] 草敷 明治22年～現在の大字名。はじめ鎌足村、昭和29年からは木更津市の大字。明治24年の戸数38・人口145、厩15。

くさぶか 草深 <成東町>

木戸川下流右岸に位置する。

[近世] 草深村 江戸期～明治22年の村名。上総国武射郡のうち。草深五木田村ともいう。「東金御鷹場旧記」では横地組に属し、幕府、旗本松平氏・荒川氏ほか8氏の相給、「上総国村高帳」では幕府、旗本松平氏・塚原氏・荒川氏ほか8氏の相給、「旧高旧領」では幕府、旗本松平氏・荒川氏・武田氏ほか6氏の相給。村高は、「元禄郷帳」441石余、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに464石余。「上総国村高帳」では家数32。明治6年千葉県に所属。神社は熊野神社。寺院は真言宗宝蔵寺。同18年の反別70町3反余（上総国町村誌）。明治22年南郷村の大字となる。

[近代] 草深 明治22年～現在の大字名。はじめ南郷村、昭和29年からは成東町の大字。明治24年の戸数39・人口205、厩3、船5。

くさぶかごきたむら 草深五木田村 <草深 >成

東町

くし 久枝 <富山町>

岩井海岸の砂丘上に位置する。地名の「くし」は、砂丘を意味する地形語（地名語源辞典）。

[近世] 久枝村 江戸期～明治22年の村名。安房国北郡、のち平谷郡のうち。はじめ里見氏領、元和元年幕府領、寛文元年小浜藩領、同8年勝山藩領を経て元禄9年旗本酒井氏領となる。村高は、慶長15年「里見家分限帳」380石余、「元禄郷帳」「天保郷帳」とともに389石余、「旧高旧領」390石余。「正保郷帳」では村高389石余のうち、田248石余・畑141石余。家数・人口は安永8年160・700余、天明5年142・742、寛政4年の明細帳では129・749、船役2石余、漁船13、五下押送船1。天保年間頃の家数129（石井家文書/県史料安房）。神社は天満神社。寺院は浄土宗蓮台寺。明治6年千葉県に所属。同7年には蓮台寺を仮教場として久枝学校設立、教師1、生徒数は男48・女33（県教育史）。明治22年岩井村の大字となる。

[近代] 久枝 明治22年～現在の大字名。はじめ岩井村、昭和3年岩井町、同30年からは富山町の大字。明治24年の戸数157・人口852、船49。

くじけ 久寺家 <我孫子市>

手賀沼の北に位置する。南部は台地に深く入り込んだ谷津で、その東端の狭窄部には近世からすでに利根川除堤防があった。地名の由来は、平将門の臣久寺家儀元が、主人没落後、ここに居を定め、田地を開いたことによるという（富勢村誌）。南側の台地の東端では、久寺家城址が確認されている（我孫子の遺跡）。また文明6年の板碑が出土。

[近世] 久寺家村 江戸期～明治22年の村名。下総国相馬郡のうち。元禄14年中藩領、のち安永年間以後は幕府領（富勢村誌）。村高は、「元禄郷帳」69石余。元禄15年の検地では142石余、うち田110石余・畑32石余、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに156石余。江戸中期にたびたび新田検地があり、下利根川通流作場の開発の結果、寛保3年および安永4年の検地を合わせ、反高場23町1反余。助郷は、水戸街道我孫子宿の定助郷村29か村の1つ。天保14年の家数38。神社は鷲神社。寺院は真言宗宝蔵寺（相馬霊場84番）。集落は、我孫子から布施に抜ける脇街道沿いの下居村附および上居村附の両字にある。当村では鈴木六右衛門が筆学を教えた。明治6年千葉県に所属。同11年南相馬郡に編入。明治7年の戸数45。明治22年富勢村の大字となる。

[近代] 久寺家 明治22年～現在の大字名。はじめ富勢村、昭和29年我孫子町、同45年からは我孫子市の大字。明治24年の戸数53・人口337、厩43、船23。昭和41年中央学院大学・我孫子二階堂高校が開校。一部が昭和23年北新田、同50年つくし野となる。

くしぎしんでん 串崎新田 <鎌ヶ谷市・松戸市>
下総台地西端部に位置する。地名の由来は、当地が地形と道路によって、「串」の字形になることによるという。

[近世] 串崎新田 江戸期～明治22年の村名。下総国葛飾郡のうち。幕府領。村高は、「天保郷帳」「旧高旧領」とともに184石余。享保15年に村立新田として成立し、同年の検地帳では反別86町3反余で、林畑75町6

草刈・中村芳博家所蔵絵図複製

①明治9年「草刈村字訳地番実測図」

巨大図（およそ畳8枚）のため写真撮影とした

②明治9年「草刈村字訳絵図」

原図 → 第1複製図 → 第2複製図 → A3縮小判
原寸 50%に縮小 33%に縮小

③明治16年「中村吉松本宅配置、平面絵図」

原図 → 第1複製図 → A3縮小判
原寸 40%に縮小

④明治16年「中村吉松別宅（酒造部分）配置、平面絵図」

原図 → 第1複製図 → A3縮小判
原寸 50%に縮小

⑤元治元年「上州草津宿絵図」

原図 → 第1複製図 → A3縮小判
50%に縮小 25%に縮小

第1次調査概要

第1次調査期間 平成26年10月20日
～ 11月25日

第1次調査内容

①所蔵絵図面の複写

原寸図およびA3縮小判作成 別紙-1参照

②昭和60年「市原市近世文書目録」主要文書複写

別紙一覧表に複写資料記載 別紙-2参照

③中村家「宗門人別帳」解読

別紙-3参照

④昭和60年市調査対象外資料調査

文書の仕分け、目録作成、複写 別紙-4参照 未完

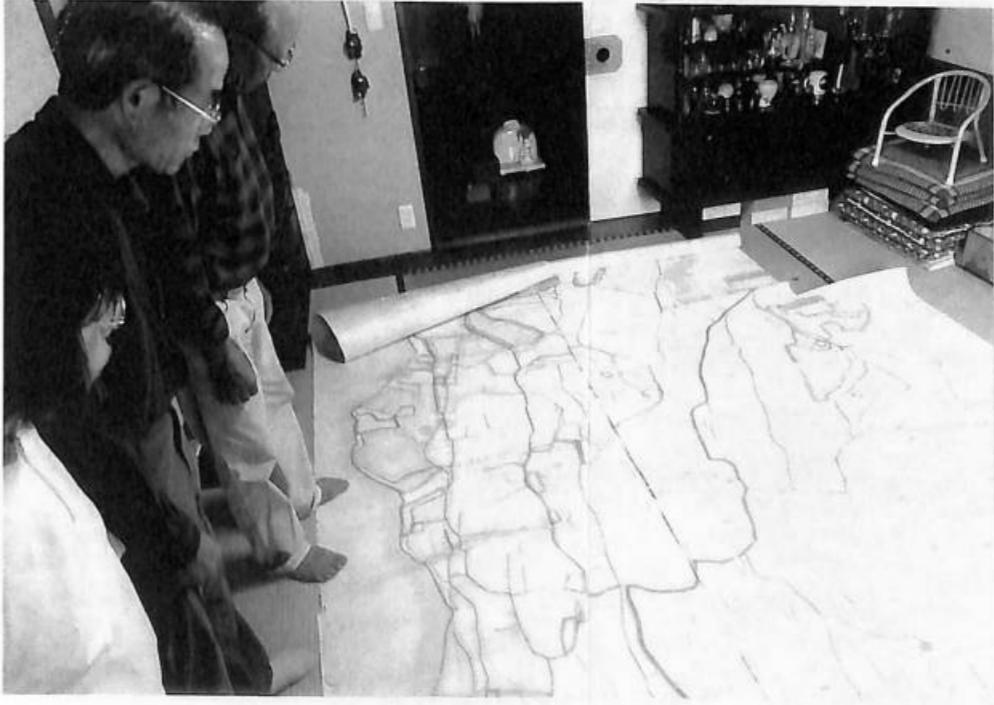
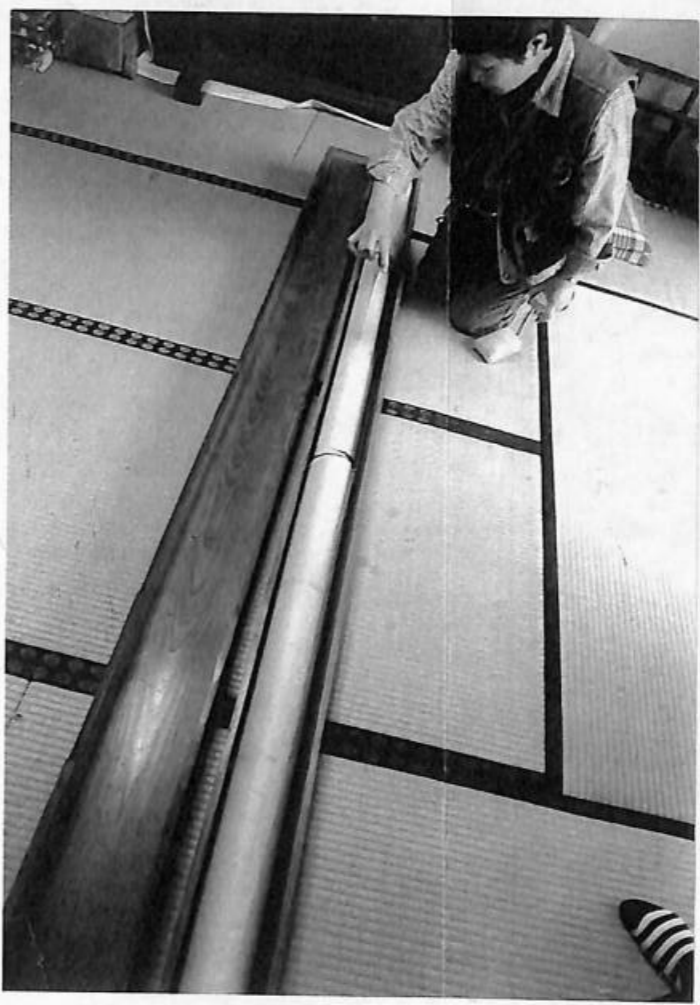
⑤第2次調査ではコピー文書を読み下し文に解読し、

重要資料を「市原の古文書研究」、「市原市史」に掲載、郷土資料として活用いたしたく

以上

参考：中村家で名主を勤めた人

寛文年間	草刈村名主	中村惣右衛門
享保年間	〃	中村惣右衛門
明治3、4年ころ	〃	惣右衛門改め中村宗平



草刈・中村芳博家所蔵絵図複製

①明治9年「草刈村字訳地番実測図」

巨大図（およそ畳8枚）のため写真撮影とした

②明治9年「草刈村字訳絵図」

原図 → 第1複製図 → 第2複製図 → A3縮小判
原寸 原寸 50%に縮小 33%に縮小

③明治16年「中村吉松本宅配置、平面絵図」

原図 → 第1複製図 → A3縮小判
原寸 原寸 40%に縮小

④明治16年「中村吉松別宅（酒造部分）配置、平面絵図」

原図 → 第1複製図 → A3縮小判
原寸 原寸 50%に縮小

⑤元治元年「上州草津宿絵図」

原図 → 第1複製図 → A3縮小判
50%に縮小 25%に縮小

第1次調査概要

第1次調査期間 平成26年10月20日
～ 11月25日

第1次調査内容

①所蔵絵図面の複写

原寸図およびA3縮小判作成 別紙-1参照

②昭和60年「市原市近世文書目録」主要文書複写

別紙一覧表に複写資料記載 別紙-2参照

③中村家「宗門人別帳」解説

別紙-3参照

④昭和60年市調査対象外資料調査

文書の仕分け、目録作成、複写 別紙-4参照 未完

⑤第2次調査ではコピー文書を読み下し文に解説し、

重要資料を「市原の古文書研究」、「市原市史」に掲載、郷土資料として活用いたしたく

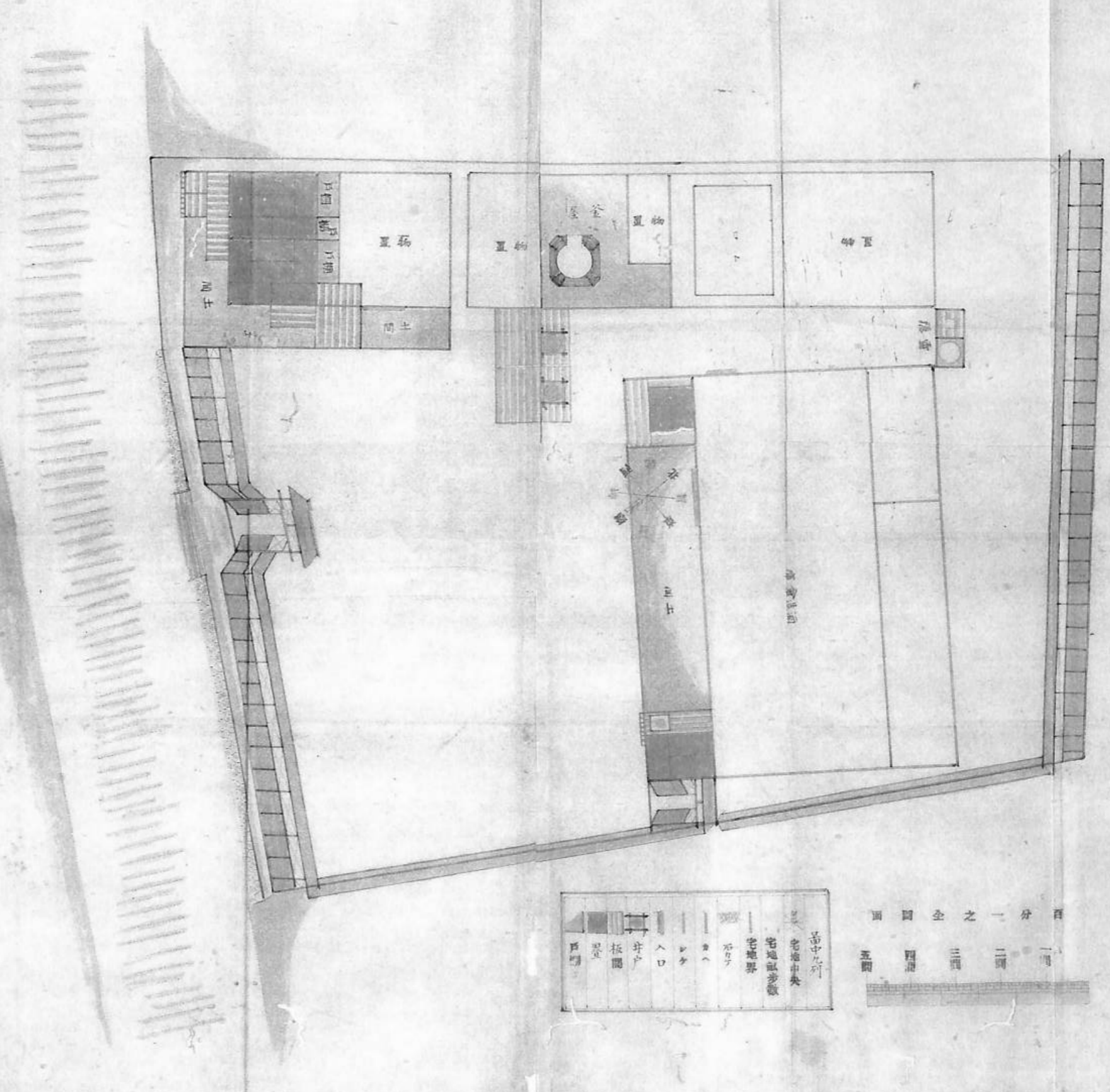
以上

参考：中村家で名主を勤めた人

寛文年間	草刈村名主	中村惣右衛門
享保年間	〃	中村惣右衛門
明治3、4年ころ	〃	惣右衛門改め中村宗平

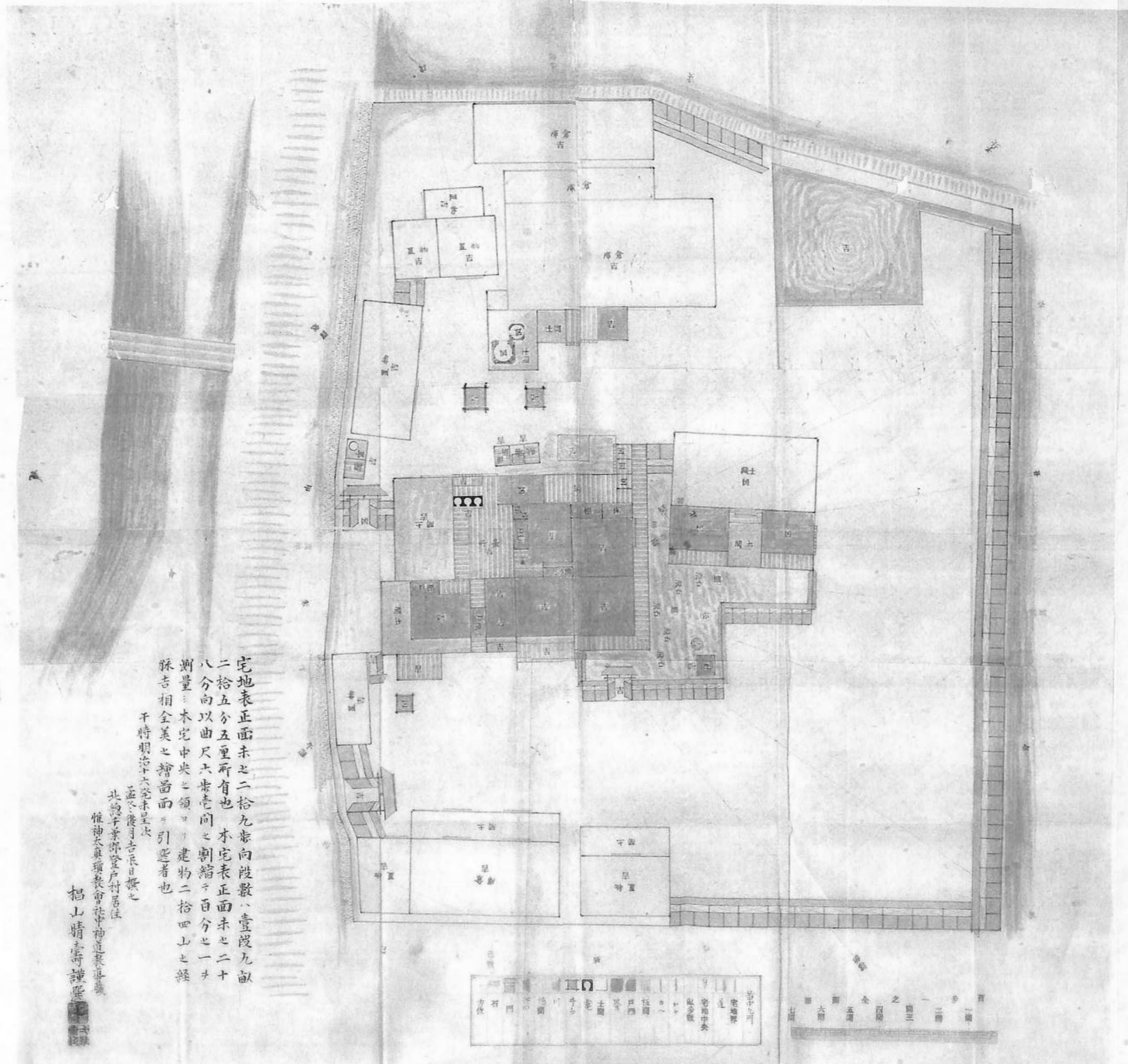
南総市原郡草刈村
中村吉松君之宅面也

千時明治十六癸未呈次蓋久復月辰且引標之
惟神太真瓊教會社中兼教專職
北總千葉郡登戸往
相山晴壽謹誌



宅地表正面未之ニ拾三米向段數ハ壹段ト三米七重五七所有也
以曲尺六分壹間之割ニ縮テ百分之一ヲ測量シ在末建物之全圖
ニ繪岳面ヲ引撰者也

明治16年(1883)中村吉松別宅配置、平面図 酒造部分家相図
市原市草刈・中村芳博家所蔵
作成=市原の古文書研究会、八幡史学館名所100選チーム
平成26年11月 A-3縮小判=縮尺2分の1(50%)

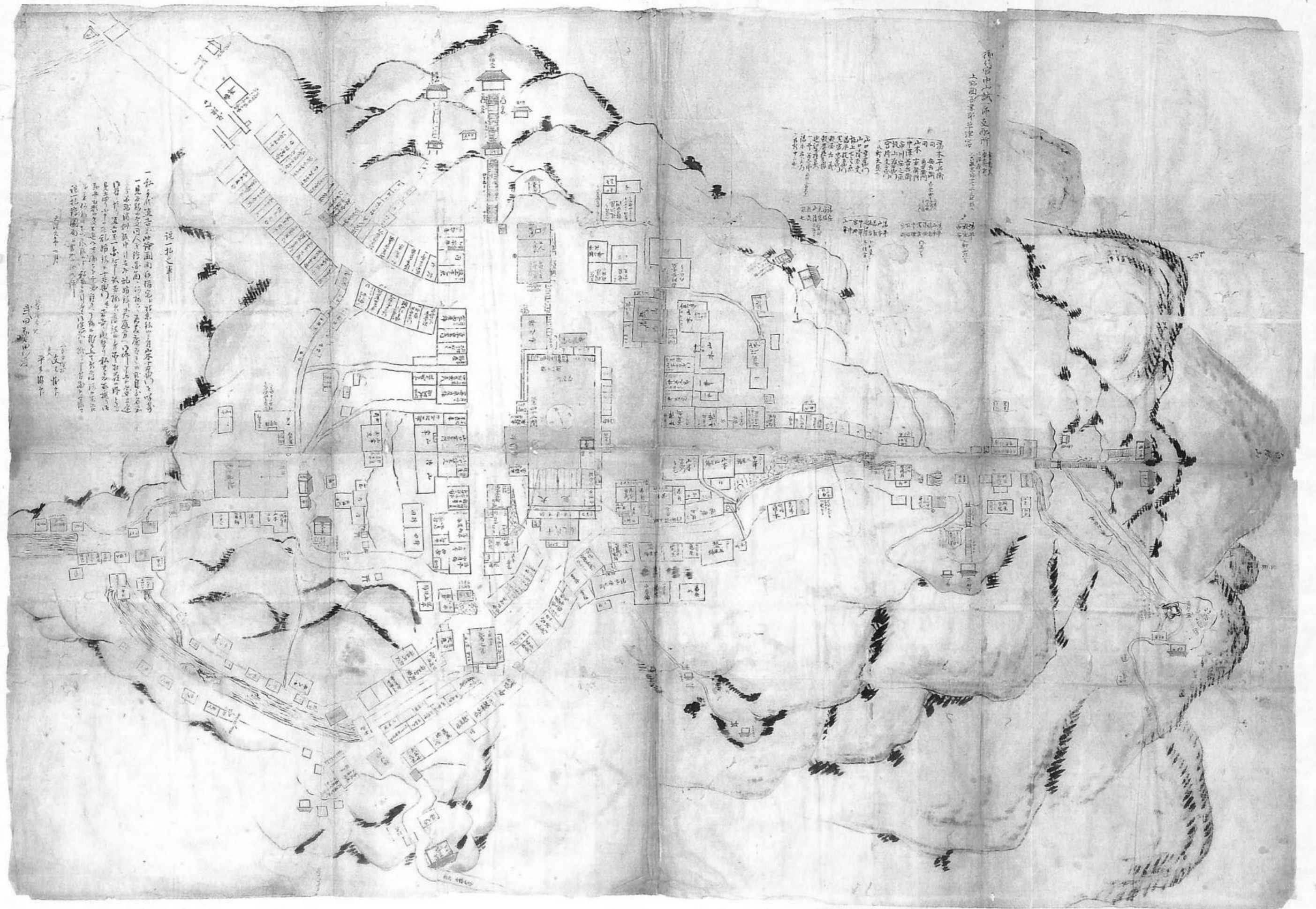


宅地表正面未之二拾九步向段數、壹段九畝
 二拾五分五厘所有也 木宅表正面未之二十
 八分向以曲尺六步毫間之割縮之百分之一才
 測量、木宅中央之領、建物二拾四山之經
 脈吉相全美之繪面、引選者也
 干時明治十六年未呈次

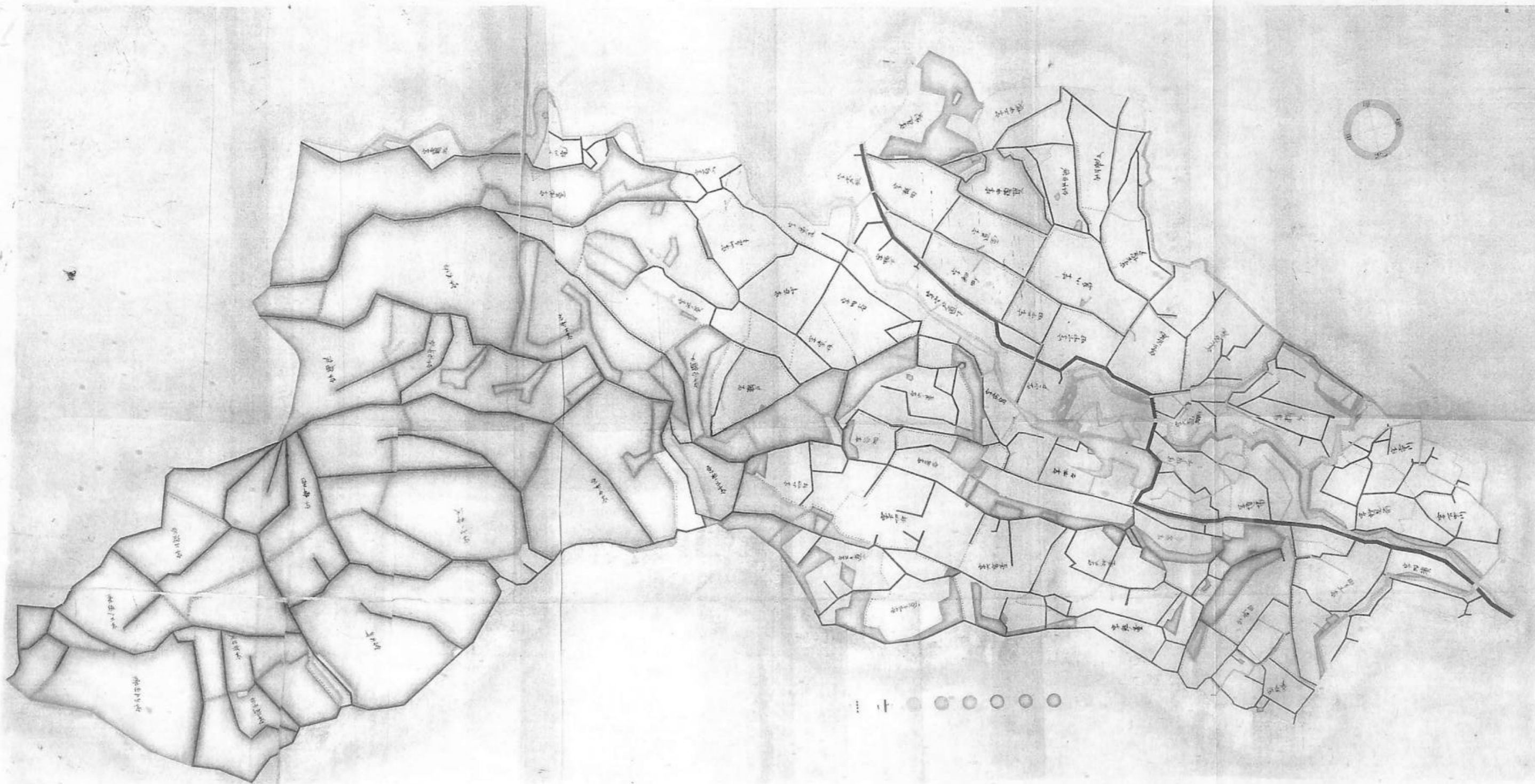
北の字葉登戸村居住
 惟神太真頭教會社中神道教事專職
 栢山晴壽謹啓



明治16年(1883)中村吉松本宅
 配置、平面図 家相図
 元名主。農業経営、酒造、商業
 本宅天保6年築造
 市原市草刈・中村芳博家所蔵
 作成=市原の古文書研究会
 八幡史学館名所100選チーム
 平成26年11月
 A-3縮小判=縮尺3分の1(33%)



元治元年(1864)上州草津宿絵図 市原市草刈・中村芳博家所蔵
 作成=市原の古文書研究会、八幡史学館名所100選チーム
 平成26年11月 A-3縮小判=縮尺4分の1(25%)



明治9年(1876)草刈村字訳絵図 市原市草刈・中村芳博家所蔵
作成=市原の古文書研究会、八幡史学館名所100選チーム
平成26年11月 A-3縮小判=縮尺3分の1(33%)

詫び一札のこと
 一手代直吉儀、この絵図面拝借宅へ持参致し候に付き、山本十右衛門を呼び寄せ
 一見致させ候ところ、同人儀絵図面に何ようの悪しきかどこれ有り候や、自分名前の分残らず消し、あまつさえ紙中引きもみ乱暴致し、貴殿方へ御返し申し上げ候ところ、早速おとがめに預かり、直吉儀一円申し訳なく、すぐさまかけ落ち致し候につき、所々相たずね候えども見当たり申さず候ゆえ、乱暴致し候十右衛門ならびに直吉に成り替わり、私どもにて取り纏(すが)り御勘弁相願ひ候ところ、早速御聞き済み下され、千万ありがたくと存じ候、しかる上はかけ落ち致し候直吉儀につき、何ようの儀出来致し候とも私共にて引き受け、御迷惑相掛け申すまじく候、後日のため詫び一札絵図面へ書き加え候ところくだんのごとし。

元治元年七月

上州草津村

文兵衛印

立ち入り人

平兵衛印

上総国茂原村

武田勘右衛門殿

元治元年(1864) 中村家文書
草津宿絵図

御代官中山誠一郎支配所 倉が野在、岩鼻村に御陣屋あり
 上野国吾妻郡草津宿 上州温泉場十二か所支配致す

湯本平兵衛 古来の三軒に
 同 安兵衛 湯本三軒は内湯滝有るは
 同 角右衛門 元祖のしるし
 山本十右衛門 なり
 中沢善兵衛
 市川安之丞
 坂上治右衛門
 宮崎文右衛門
 八軒大屋なり

山口幸右衛門
 山口清太夫
 坂上七之丞
 湯本紋左衛門
 黒岩忠右衛門
 穀屋庄藏
 穀屋長兵衛
 近江屋権左衛門
 一井善三郎 当時の宿屋なり
 湯本市郎右衛門
 十軒中大屋なり

湯平 三軒に四階有り
 市安

湯平
 山本
 湯角
 湯安
 黒岩 内湯あり
 中沢
 坂治
 宮崎

湯安
 山幸
 一井
 宮崎
 中沢
 近江屋 冬住有り
 坂治 [虫くい]
 湯安

湯安
 山清 沼尾村に
 穀長 冬住あり
 坂七

市原市草刈

中村芳博家文書

調査記録書
第1次

平成26年11月

市原の古文書研究会

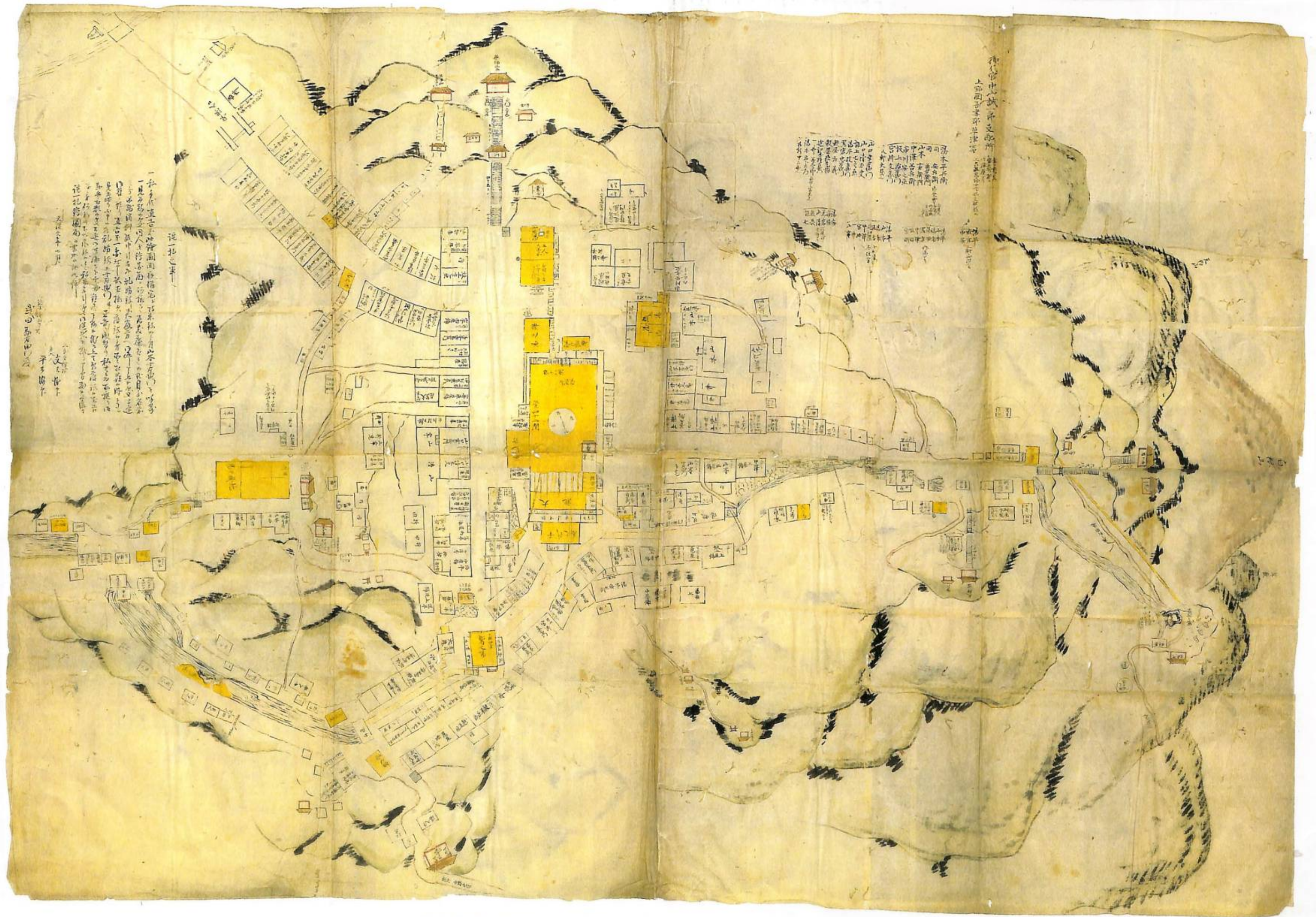


3



4





元治元年（1864）上州草津宿絵図 市原市草刈・中村芳博家所蔵
 作成＝市原の古文書研究会、八幡史学館名所100選チーム
 平成26年11月 A-3縮小判＝縮尺4分の1（25%）

元治元年(1864) 中村家文書
草津宿絵図

御代官中山誠一郎支配所 倉が野在、岩鼻村に御陣屋あり
上野国吾妻郡草津宿 上州温泉場十二か所支配致す

湯本平兵衛	古来の三軒に
同 安兵衛	湯本三軒は内湯滝有るは
同 角右衛門	元祖のしるし
山本十右衛門	なり
中沢善兵衛	
市川安之丞	
坂上治右衛門	
宮崎文右衛門	
八軒大屋なり	
山口幸右衛門	
山口清太夫	
坂上七之丞	
湯本紋左衛門	
黒岩忠右衛門	
穀屋庄蔵	
穀屋長兵衛	
近江屋権左衛門	
一井善三郎	当時の宿屋なり
湯本市郎右衛門	
十軒中大屋なり	

湯平	三軒に四階有り
穀庄	
市安	
湯平	
山本	
湯角	
湯安	
黒岩	内湯あり
中沢	
坂治	
宮崎	
湯平	
山本	
湯角	
坂治	
近江屋	「虫くい」 冬住有り
中沢	
宮崎	
一井	
山幸	
湯安	
市安	
黒岩	沼尾村に 冬住あり
山清	
穀長	
坂七	

詫び一札のこと

私手代直吉儀、この絵図面拝借宅へ持参致し候に付き、山本十右衛門を呼び寄せ
 一見致させ候ところ、同人儀絵図面に何ようの悪しきかどこれ有り候や、自分名前の分残らず消し、あまつさえ紙中引きもみ乱暴致し、貴殿方へおとがめに預かり、直吉儀一円申し訳なく、すぐさまかけ落ち致し候につき、所々相たずね候えども見当たり申さず候ゆえ、乱暴致し候十右衛門ならびに直吉に成り替わり、私どもにて取り継(すが)り御勘弁相願ひ候ところ、早速御聞き済み下され、千万ありがたくと存じ候、しかる上はかけ落ち致し候直吉儀につき、何ようの儀出来致し候とも私共にて引き受け、御迷惑相掛け申すまじく候、後日のため
 詫び一札絵図面へ書き加え候ところくだんのごとし。

元治元年七月

上州草津村

文兵衛印

立ち入り人

平兵衛印

上総国茂原村

武田勘右衛門殿

3. 中村芳博家文書目録

〔原 藏 地〕 市内草刈874
 〔旧 藏 地〕 上総国市原郡草刈村(現市内草刈)
 〔旧 支 配〕



〔伝 来〕 草刈村名主
 〔文 書 点 数〕 92点 (うち状物36点・冊物56点)
 〔目 録 点 数〕 89点
 〔先行調査状況〕 昭和51年度市教委社会教育課調査
 〔本調査年度〕 昭和60年度

〔研究・翻写状況〕 研究/『市原市史』中巻(第3章)

14

〔担当調査員〕 泉 正人

○印は1冊宛
 △印は1冊宛

番号	文 書 名	整理 番号	年 月 日	差 出 人	受 取 人	形態	数量	備考
1	上総国市原郡草刈村御繩打水帳(八冊之内)	30	寛文10. 9. 4	—	—	縦	1	
2	上総国市原郡草刈村御繩打水帳(八冊之内三)	30	寛文10. 9. 4	—	—	縦	1	
3	上総国市原郡草刈村御繩打水帳(八冊之内七)	30	寛文10. 9. —	—	—	縦	1	
4	上総国市原郡草刈村御繩打水帳	30	寛文10. 9. —	—	—	縦	1	
5	上総国(市原郡草刈村御繩打水帳)	30	寛文10. —. —	—	—	縦	1	
6	上総国市原郡草刈村未年改帳地帳	31	享保12. 11. —	—	—	縦	1	
7	上総国市原郡草刈村改年改出帳地帳	32	享保15. 5. —	—	—	縦	1	
8	上総国市原郡草刈村林反別改帳	33	享保18. 6. —	—	—	縦	1	
9	廻状留 江戸城ノ在中	34	享保19. —. —	—	—	横半	1	
10	当村地内字宮ノ下川堰一件	35	寛政11. 4. —	—	—	縦	1	
11	堰口一件	36	文化 2. 6. —	—	—	縦	1	
12	堰一件済口証文之写	36	文化 2. 6. —	—	—	縦	1	
13	借用申証文之事	1	天保 9. 12. 23	四村村金兵衛	草刈村右衛門	中	1	
14	(訴訟費用割合につき) 鑑定書	2	安政 2. 10. 15	此此人半重助 の3名	—	中	1	
15	(村方取締りのため手代常出役につき) 申渡書	37	安政 3. 11. —	御役所	—	縦	1	
16	条目	38	安政 3. 12. —	御役所	—	縦	1	
17	(田地売却につき) 相渡申年賦証文之事	3	安政 5. 2. —	草刈村元重伊兵衛・庄人五郎・田原重助右衛門	村役所	中	1	
18	宗門人別御改帳	3	安政 6. 3. —	—	—	縦	1	
19	(村入用のことにつき) 取極鑑定書	40	安政 6. 7. —	荒川村伊達忠七郎兵衛ほか3名	御役所	縦	1	
20	借用申金子証文之事	4	万延元. 12. —	田原村伊達忠七郎・田原重助	草刈村役所	中	1	

芳博家 2-2

市原市近世文書目録

東京市近世文書目録 1

市原市教育

市原市立八幡公民館
 83100010

L220. 8

1子

市原市立図書館
 300931615

1-2-1

番号	文書名	整理番号	年月日	差出人	受取人	形態	数量	備考
61	(巻)	29	未詳	—	—	中	3	
62	積善法住帳	54	未詳	—	—	堅小	1	
63	船乗の恋	55	未詳	—	—	堅小	1	
64	(妙術智恵)	55	未詳	—	—	堅小	1	
65	(年賀仕切御定帳)	58	未詳	—	—	堅	1	
66	(帳簿帳)	74	未詳	—	—	堅	1	
67	神武天皇	76	未詳	—	—	堅	1	
68	(相反別帳)	77	未詳	—	—	堅	1	
69	(戸籍下巻)	78	未詳	—	—	堅	1	
70	(富谷早良所廻状留帳)	79	未詳	—	—	堅	1	
71	高反別改	80	未詳	—	—	堅	1	
72	借用申金証文之事	25	明治 2. 2.	中村芳柳 村田村 宗門人別御改帳	中村芳柳 宗門人別御改帳	中	1	
73	当口 宗門人別御改帳	59	明治 2. 3.	—	—	堅	1	
74	拾ヶ年正取米石取取御上ノ帳	60	明治 2. 5.	—	—	堅	1	
75	礼節御印帳	61	明治 3. 3.	—	宗門人別御改帳	堅	1	雛形
76	御林反別御上帳	62	明治 3. 4.	—	—	堅	1	
77	頼母子講仕法帳	63	明治 3. 5.	—	—	堅	1	
78	(村田村との通船御出願につき) 作悉以付奉願上帳	64	明治 3. 5.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	堅	1	
79	張高取御上帳	65	明治 3. 9.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	堅	1	
80	村誌定書	66	明治 3. 11.	宗門人別御改帳	—	堅	1	

番号	文書名	整理番号	年月日	差出人	受取人	形態	数量	備考
81	御用地取調帳	67	明治 3. 11.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	堅	1	
82	取米永井延口書上帳	68	明治 3. 11.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	堅	1	
83	日蓮宗当米宗門人別御改帳	69	明治 4. 3.	—	—	堅	1	
84	(深自書請の負担につき) 作悉以書 附御願書上帳	75	明治 4. 4.	宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	堅	1	写
85	御定免御請証文	70	明治 4. 5.	—	—	堅	1	
86	当米人別御改帳	71	明治 4. 6.	—	—	堅	1	
87	御定免御請証文	72	明治 4. 6.	—	—	堅	1	
88	御定免御請証文	73	明治 4. 6.	—	宗門人別御改帳	堅	1	雛形
89	借用申金子証文之事	26	明治 4. 8.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	

別紙 2-1

16

番号	文書名	整理番号	年月日	差出人	受取人	形態	数量	備考
21	(田地買地につき) 入借申一札之事	5	万延 2. 2.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
22	宗門人別御改帳	41	万延 2. 3.	—	—	堅	1	
23	借用申金子証文之事	6	文久元 3.	宗門人別御改帳	—	中	1	
24	借用申金子証文之事	7	文久元 4.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
25	借用申金子証文之事	8	文久元 4.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
26	(頼母子講御定帳)	42	文久 2. 2.	—	—	堅	1	
27	借用申金子証文之事	9	文久 2. 3.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
28	借用申金子証文之事	10	文久 2. 6.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
29	(代物御出願書につき) 入借申一札 之事	11	文久 3. 3.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
30	(年賀上納差支につき) 借用申金子 証文之事	12	文久 3. 5.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
31	(願書をめぐり村方願書立ちにつ き) 作悉以付奉願上帳	13	文久 4. 正.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
32	(米飯井御借金返納延期につき) 入 借申一札之事	14	元治元 2.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
33	(草津宿の繪図)	43	元治元 7.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	大	1	写
34	長州記	44	元治元 11.	—	—	堅	1	
35	常留御願書	45	元治元 12.	—	—	堅	1	
36	(宗門人別御改帳)	55	元治 2. 3.	—	—	堅	1	
37	借用申金子証文之事	15	元治 2. 4.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
38	積善法住御書下巻	47	慶応元 12.	—	—	堅	1	
39	積善法住帳	46	慶応元 1.	—	—	堅	1	
40	(新撰用水書請したきにつき) 差入 申一札之事	16	慶応 3. 2.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	

番号	文書名	整理番号	年月日	差出人	受取人	形態	数量	備考
41	借用申金子証文之事	17	慶応 3. 2.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
42	御拝借米村ノ積米仕法帳	48	慶応 3. 2.	—	—	堅	1	
43	宗門人別御改帳	49	慶応 3. 3.	—	—	堅	1	
44	御米拝借証文之事	46	慶応 3. 3.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	写
45	借用申金子証文之事	18	慶応 3. 4.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
46	願書御取調御出願書より被仰渡候御 附書	50	慶応 3. 10.	—	—	堅	1	
47	願書御取調御出願書より被仰渡候御 附書	50	慶応 3. 10.	—	—	堅	1	
48	借用申金子証文之事	19	慶応 3. 12.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
49	願書御取調御出願書より被仰渡候御 附書	51	慶応 4. 正.	—	—	堅	1	
50	宗門人別御改帳	52	慶応 4. 3.	—	—	堅	1	
51	宗門人別御改帳	53	慶応 4. 3.	—	—	堅	1	
52	(竹代金請取) 覚	20	丑 7. 10.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
53	借用申金子証文之事	21	未詳 7.	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
54	(仕切金御定相済につき) 覚	22	未詳 11. 18	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
55	(願書御取調御出願書より被仰渡候御 覚)	23	申 11. 22	宗門人別御改帳 宗門人別御改帳	宗門人別御改帳	中	1	
56	(年賀御取調御出願書より被仰渡候御 覚)	24	未詳 1.	—	—	中	1	雛形
57	(刀剣図)	26	未詳 1.	—	—	中	1	
58	図説京都民家所持之刀	26	未詳 1.	—	—	中	1	
59	或家藏御刀之図	26	未詳 1.	—	—	中	1	
60	(大刀の図)	26	未詳 1.	—	—	中	1	

別紙 2-2

5

中村家「宗門人別帳」

① 安政六年(1859)
宗門人別御改め帳
未三月

上総国市原郡
草刈村

持ち高七石八合五勺

一日蓮宗当村行光寺旦那 家主 惣右衛門
当村出生 年五十一

一同宗 長柄郡上茂原村出生 同人女房 とめ 年四十七

一同宗 当郡神崎村出生 同人むこ 吉松 年三十二

一同宗 当村出生 吉松女房 きよ 年二十六

一同宗 同断 同人妹 さん 年十七

一同宗 同断 同人妹 すす 年十

六人内 男二人、女四人

② 万延二年(1861)
宗門人別御改め帳
西三月

上総国市原郡
草刈村

持ち高七石八合五勺

一日蓮宗当村行光寺旦那 家主
当村出生 中村惣右衛門 年五十三

一同宗 長柄郡 上茂原村出生 同人女房 とめ 年四十九

一同宗 当郡神崎村出生 同人むこ 中村吉松 年三十四

一同宗 当村出生 吉松女房 きよ 年二十八

一同宗 同断 同人妹 すす 年十五

五人内 男二人、女三人

③ 慶応四年(1868)
宗門人別御改め帳
辰三月 上総国市原郡
草刈村

持ち高十三石と九升七合六勺

一日蓮宗当村行光寺旦那 家主 中村惣右衛門
当村出生 年六十

一同宗 上総国長柄郡上茂原村出生 同人女房 とめ 年五十六

一同宗 当郡神崎村出生 同人むこ 中村吉松 年四十一

一同宗 当村出生 吉松女房 きよ 年三十五

一同宗 上総国長柄郡茂原村出生むこ 仙助 年三十

一同宗 当村出生 仙松女房 すす 年二十二

一同宗 同断 同人女子 ゆき 年六

一同宗 同断 同人男子 喜惣治 年四

八人内男四人、女四人 馬一疋(匹)
外に女一人召し抱え、この者儀宗門印形、請け人へ取り置
き申し候

別紙 4-1
未定稿

草刈・中村芳博家文書明治期文書追加リスト

II 明治期 = 追加分

- ① 薬品取り調べ書、草刈村。中村吉松 明治6年8月
- ② 養豚書上げ、草刈村 中村吉松 明治6年7月
- 3 (横帳断片ほか)
- 4 (布告断片) 新旧公債証書につき 明治10年3月28日
- 5 (死亡届け前欠)
- 6 (書)
- 7-1 隠居願い御届け、塙田小重郎→千葉県令 明治9年7月
- 2 買い受けにつき証券証御書き替え願い 明治9年7月6日 中村利八、安本善八
- 8 代替につき券証御書き換え願い (一括)
- ⑨ 川船規則相改め取り替わせのこと
- ⑩ 証(菊間校口職金受取り) 明治9年12月30日、学校事務掛→草刈村用掛
- 11 (質屋渡世につき始末書 (一括) 明治9年
- 12 (同一括封入) 要分類
- 13 (同) 始末書、明治9年
- 14 (明治9年質屋など一括、葉木分区分校願い)
- 1 書状
- 2 明治6年1月1日より12月31日まで民費取り調べ書き上げ
- ⑬ 分区分校願い、勝間ほか六か村 明治9年1月20日
- ⑭ 兼営業御届け、小間物ほか、明治9年3月22日
- 15 (手紙) 茂原板倉→中村
- ⑯ (酒店営業願いなど公文書一括) 明治10年
- ⑰ (焼酎醸造営業願いなど一括) 中村吉松、明治9年
- 18 (戸長文書一括)
- 19 (生徒人員取り調べ簿) 明治10年5月15日ほか一括
- ⑳ 乾物営業願い、明治9年2月、中村吉松
- ㉑ 売薬取り調べ書、明治5年正月~12月
- ㉒ 公立小学校設立伺い、第五大区三小区上総国市原郡、勝間村、葉木村、大作村、滝口村→千葉県令 ほか一括
- 23 地所売買御願いほか一括、明治9年~
- ㉔ 船名一人別取り調べ帳、第五大区三小区市原郡草刈村→千葉県令
一伝馬船持ち主中村吉松、一同同同、一伝馬船持ち主中村太郎

④ 明治四年(1872)三月
日蓮宗
当未宗門人別御改め帳
上総国市原郡
草刈村

高十三石九升七合六勺 荘右衛門改め
中村宗平
同日蓮宗当村行光寺旦那
一同宗同寺旦那 六十三才
一同宗同寺旦那 同人女房 とめ 五十九才
一同宗同寺旦那 #むこ 吉松 四十四才
一同宗同寺旦那 #娘房 きよ 三十八才
一同宗同寺旦那 #養子口 仙蔵 二十三才
一同宗同寺旦那 #娘房 す 二十五才
一同宗同寺旦那 #養孫宗平 ゆき 九才
一同宗同寺旦那 #孫 喜三治 六才
一同宗同寺旦那 一才
小以九人内男四人、女五人 馬一疋(匹)
この者儀右改め後出生仕り候
なか

- 1 円 7 1 銭 9 厘、同年御免許醤油元石 30 石
- 明治 7 年 第五大区三小区潤井戸村三造總代山本正作、区長→千葉県
- 5 5 部分木植え付け願い 中村吉松ほか、菊間村、大厩村、草刈村、賦市場村→千葉県令。明治 14 年 10 月 19 日
- 5 6 煙草売り渡し帳、煙草小売り人中村吉松 明治 16 年 7 月 縦帳
- 5 7 営業規則 甲第 50、53、54 号。千葉県令、明治 14 年 6 月 17 日
- 5 8 酒類改正規則により酒造器械検査布達写し 縦帳
- 5 9 御請け書 (清酒造高免許、器械検査関係) 差出人茂原歌佐水久治郎
- 6 0 三造税金上納願い下書き 明治 6 年 12 月 25 日 縦帳
- 6 1 清酒取り調べ書き上げ 明治 9 年改め 縦帳
- 6 2 御布達写し 県庁出火、酒醤油その外醸造一人別帳焼失につき取り調べ 明治 7 年 2 月 8 日 縦帳
- 6 3 三造税金上納願い 明治 6 年 12 月 25 日 縦帳
- 6 4 煙草、印紙売り捌き関係一括
- 6 5 書
- 6 6 江戸絵図 (虫くい激しい) 須原屋茂兵衛蔵板 天保 12 年新刻

- 2 5 (借用証ほか一式)
- 2 6 行事録 (行光寺) 大正 11 年 8 月
- 2 7 身延靈蹟参拝講金積み立て帳、昭和 2 年 8 月初め
- 2 8 名簿録 草刈信者 大正 11 年 8 月
- 2 9 規約書 草刈信者 大正 11 年
- 3 0 合同訓練体操の部 ほか白紙
- 3 1 諸費日記帳 明治 44 年 1 月吉日
- 3 2 貯金通帳 有限責任菊間村信用組合、昭和 9 年~24 年
- 3 3 向耕地灌漑揚水組合簿下書き、昭和 9 年 6 月 1 日
- 3 4 工作物建設許可願い 昭和 9 年
- 3 5 草刈区有共有地台帳 昭和 16 年 10 月 1 日
- 3 6 草刈小学校開きにつき諸費合計簿、明治 10 年 6 月 25 日
- 3 7 学校積み金利子取り立て帳 明治 10 年 8 月
- 3 8 草刈校設立資金明細帳 明治 9 年 7 月
- 3 9 炭薪仕切り帳 明治 7 年 7 月吉日。中村屋惣平殿、横半帳
- 4 0 行事録第 2 号 大正 13 年 8 月 縦帳
- 4 1 金銀出納帳 大正 11 年 8 月 草刈区信者 縦帳
- 4 2 組内茅無尽連名帳 堰場町 縦帳
- 4 3 荷物積み下げ帳 明治 29 年 1 月吉日 中村恒吉 横帳
- 4 4 向耕地に係る池浚い、溝浚い、百間樋、費用徴収簿 明治 15 年 6 月 横半帳
- 4 5 十五年度地方税徴収簿 草刈村
- 4 6 名頭 (手習い)
- 4 7 (拓本)
- 4 8 (屋敷地籍図か、畑地あり) 2 枚
- 4 9 明治 8 年 12 月 28 日申し渡す
強盗に逢い候始末書 明治 8 年 7 月 30 日
- 5 0 煙草印紙売り捌き人名簿 売り捌き人中村吉松 明治 16 年 7 月 縦帳
- 5 1 代替えにつき券証御書き換え願い 明治 11 年 3 月 7 日 縦帳
高石甚五郎→千葉県令
- 5 2 書付もって御届け申し上げ奉り候 (後欠)
- 5 3 頼み一札 草刈村、潤井戸村、喜多村、国吉村 (御酒、醤油その外税につき) 縦帳
- 5 4 写し (醤油製造石高免許) 中村吉松壬申御免許
醤油元石 30 石、この生醤油 30 石、明治 6 年 12 月 25 日上納金

体
行

市原市草刈

中村芳博家文書

第2回

解読調査記録書

平成27年4月

市原の古文書研究会

仁世村役人

御領分市原郡草刈村名主中村惣右衛門、組頭

中村八右衛門、次郎左衛門、百姓重郎右衛門申し上げ候、去る書

中、御領分市原郡草刈村名主中村惣右衛門、組頭

中村八右衛門、次郎左衛門、百姓重郎右衛門申し上げ候、去る書

召し出され、御利解仰せ聞ければ堰請負の儀、村方一と手持ち

相成り候えども前々名主太左衛門と村方両請けにつき、取りかわ

せの通り、戌亥二か年に金四十両太左衛門へ差し遣わし候よう

御利解仰せ聞かれ、今一応村方一同へ相談仕りたく、これより

帰村相願い候ところ御猶予成し下し置かれ、一同帰村仕り極月二

十五日

村方一同郷藏へ寄合致し、その節仁兵衛、甚七まずは堰

の儀、村役人にてこれまで取り計らい候につき、いずれに致し候

とも村役人の

勝手に致すべしと蹴走つて引き取り申し候、いかにも不法の儀に

ござ候、

かつ堰の儀は村方一同相談不行き届き候ては取り計らいに相成り

かね候ゆえ、去る戌年中、村方一同へ相談相掛け候に相違ござな

く

候ところ、今後におよび変心より事記(起り)、今般の次第に相成

り、左候ては

御上様へ申し上げ儀も、当惑まかりあり候。

文久4年(1864) 草刈・中村家文書13
堰普請をめくり村方騒ぎ立てにつき願書

恐れながら書付をもって願ひ上げ奉り候

一、御領分市原郡草刈村名主中村惣右衛門、組頭
中村八右衛門、次郎左衛門、百姓重郎右衛門申し上げ候、去る書
中
召し出され、御利解仰せ聞ければ堰請負の儀、村方一と手持ち
相成り候えども前々名主太左衛門と村方両請けにつき、取りかわ
せの通り、戌亥二か年に金四十両太左衛門へ差し遣わし候よう
御利解仰せ聞かれ、今一応村方一同へ相談仕りたく、これより
帰村相願い候ところ御猶予成し下し置かれ、一同帰村仕り極月二
十五日
村方一同郷藏へ寄合致し、その節仁兵衛、甚七まずは堰

の儀、村役人にてこれまで取り計らい候につき、いずれに致し候
とも村役人の
勝手に致すべしと蹴走つて引き取り申し候、いかにも不法の儀に
ござ候、
かつ堰の儀は村方一同相談不行き届き候ては取り計らいに相成り
かね候ゆえ、去る戌年中、村方一同へ相談相掛け候に相違ござな
く
候ところ、今後におよび変心より事記(起り)、今般の次第に相成
り、左候ては
御上様へ申し上げ儀も、当惑まかりあり候。
一、当正月二十三日、村方一同郷藏へ寄合致し候ところ、その節村
方
の者ども不寄につき、翌十四日前同様寄合仕り候、しかるところ
仁兵衛、甚七兩人にて私どもへ相掛り候、堰堤大破の儀は惣右衛
門、
八右衛門、治郎左衛門、重郎右衛門四人にて乱妨致し証拠書

力に頼りて不の難を成す事多し
此の儀はまじく申す候に
先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

此の儀はまじく申す候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

先ず御座り候に御座り候に
先ず御座り候に御座り候に

文久四年正月

草刈村
重郎右衛門
治郎左衛門
中村八右衛門
中村惣右衛門

これ有り候等ともつての外の難題申し掛けられ、私どもにおいて
堰堤
取り崩し候儀はもちろん、なおまた証拠口等差し入れござ申さず
かつ
この儀はまったく悪ものどもより深く肝(奸)計取りたくらみご
ざ候こと。

一、去る午年四月堰大破の儀はまったく村悪難と致しおり
候ところ、もつとも百姓太右衛門儀は堰荒井の戸掛け外し役にて
給米を受け取りながら堰大破の場所へ一先に参り、その節
堰留め場打破れ候場所ようやく切り口二、三尺くらいと、六月六
日

郷蔵寄り合いの席において発言もこれ有り、しかるところ右荒井
の戸をも外に申さず、そのままに致し置き、なおまた弟長右衛門
と
内密打ち合わせ、直に名主太衛門宅まで五、六丁家続きのところ
ただ一軒も記(起こし)申さず無言にて通り、同人方へ参り、し
かるところ

太左衛門、太郎右衛門、重郎兵衛三人にて酒盛りのところへ右太
右衛門注進におよび候て、早速かけつけべきところ、驚きもせず
同人儀は
同様酒盛りいたし寛々(ゆるゆる)と構いおり候儀、この段意得
つかまらず候えども一旦、御慈悲の御威光にてこれまで村方
安全、所々納まりきたり、ありがたき仕合せに存じ奉り候ところ、
今般の次第につき

またまた御苦勞掛け奉り候儀なんとも恐れ入り奉りあいだ何とぞ
格別の御慈悲、御賢察成し下し置かれ、村方一
同静謐(せいひつ)に相成り候よう、この段恐れながら書付願
い上げ奉り候。以上

文久四年正月

草刈村
百姓
重郎右衛門(印)

組頭
治郎左衛門(印)

同
中村八右衛門(印)

名主
中村惣右衛門(印)

(あて先欠落) 鶴牧藩御役所

藥品取調書

草刈村

第五大区三小区

上総国市原郡草刈村
才七拾六番屋敷居住

商 中村吉松

- 一角丸 壹包代 壹匁
- 折衝飲 壹貼代 四匁

明治6年(1873) 草刈・中村家文書II-1
売薬取り調べ書

藥品取り調べ書

草刈村

第五大区三小区

上総国市原郡草刈村
第七十六番屋敷居住

商 中村吉松

- 一角丸 一包み代 一匁
- 折衝飲 一貼代 四匁

右は東京大野傳兵衛方より請賣仕立

- 一妙振出 壹貼代 百匁

右は東京大傳馬町二丁目桑名屋
彌三右衛門方より請賣仕立

- 一實母散 壹貼代 壹匁五分

右は東京中橋南傳馬町一丁目
千葉堂孝輔方より請賣仕立

- 一紙屋膏藥 壹貝代 五拾匁

右は東京浅草子堂
請賣仕立

辛未正月より賣捌き高
代料金貳圓五十錢

右の通り取調申及処相違なき仕立
以上

明治六年八月

商 中村吉松

副戸長 中村八重良

右は東京大野傳兵衛方より請け売り仕り候

一妙振り出し 一貼り代 百匁

右は東京大傳馬町二丁目桑名屋

彌三右衛門方より請け売り仕り候

一実母散 一貼代 一匁五分

右は東京中橋南傳馬町一丁目

千葉堂孝輔方より請け売り仕り候

一紙屋膏藥 一貝代 五十匁

右は東京浅草並木町紙屋吉兵衛方より
請け売り仕り候

辛未正月より売り捌き高
代料金二円五十錢

右の通り取り調べ申し候ところ相違なき仕立候。以上
明治六年八月

商 中村吉松 (印)

副戸長 中村八重良 (印)

養豚書上

草刈邨

記

一赤毛駁 目方三十貫

牝豚 吉疋

一黒毛 目方十九貫

日吉疋

一赤毛駁 目方十六貫

日吉疋

明治6年(1873) 草刈・中村家文書II-2
養豚書き上げ

養豚書き上げ

草刈邨

記

一赤黒毛まだら 目方二十貫目 牝豚一疋

一黒毛 目方十九貫目 同一疋

一赤黒毛まだら 目方十六貫目 同一疋

一黒毛駁 目方十五貫

日吉疋

一赤毛駁 目方十貫

牝吉疋

惣計 五疋

牝三疋

一子豚 目方三貫

牝三疋

一同 目方二貫

牝五疋

惣計 拾三疋

牝五疋

一子豚 目方三貫目

黒赤交り 牝四疋

牝三匹

黒赤交り

牝五疋

牝一疋

黒赤交り

一同 目方二貫目

惣計

十三疋

第三十四区

草刈村

中村吉松

明治六年七月

第三十四区

草刈村

中村吉松

明治六年七月

兼營業御届

明治九年五月より
一 西洋物營業願
兼 小間物營業
麵類營業

明治九年二月十三日願い済み
右兼業仕り候に付きこの段御届け申し上げ候。以上

中村米七
用掛り
中村吉松

千葉縣令柴原和殿

II-19

明治9年(1876) II 草刈・中村家文書 II-14
西洋物營業願い

兼營業御届け

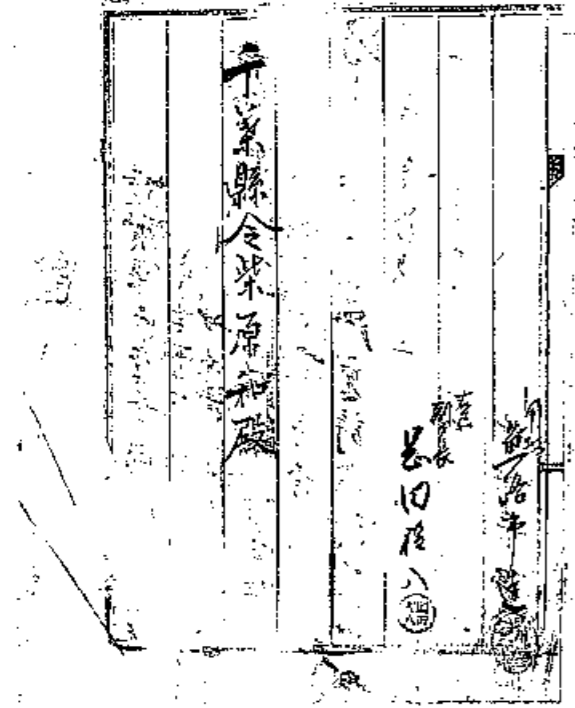
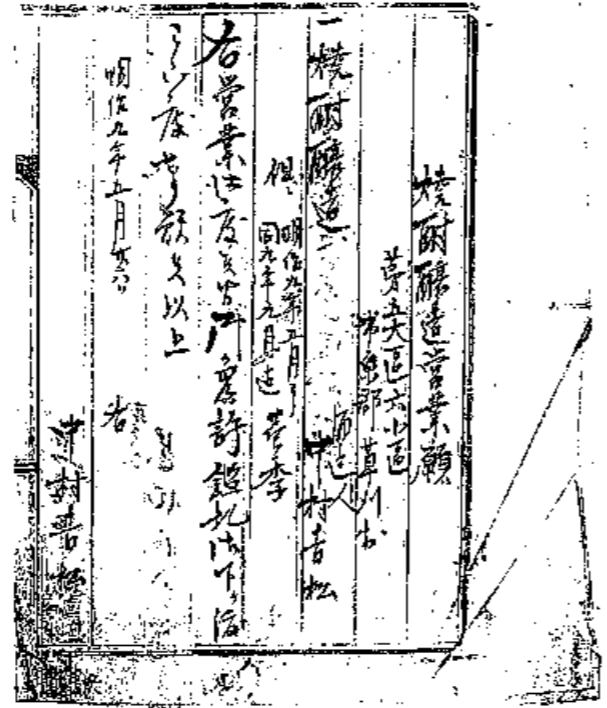
第五大区六小区
上総国市原郡草刈村
營業人
中村米七

明治九年二月十三日願い済み
一 西洋物營業願い

兼 小間物營業
麵類營業

右兼業仕り候につきこの段御届け申し上げ候。以上
明治九年三月二十三日
右
中村米七(印)
用掛り
中村吉松

千葉縣令柴原和殿



明治9年(1876) II 草刈・中村家文書 II-17A
燒酎醸造營業願い

燒酎醸造營業願い

第五大区六小区
市原郡草刈村
酒造人
中村吉松

一 燒酎醸造
ただし明治九年五月より

同九年九月まで一季
右營業仕りたく候あいだ御免許證札御下げ渡し下されたく願ひ奉り候。以上
明治九年五月二十六日

右
中村吉松(印)
用掛り
魚路市造(印)
右区 副戸長
岡田程八(印)

千葉縣令柴原和殿

蒸餾酒高御届書

右の通り明治九年五月より同年九月まで一
季製造仕りたくこのたび御届け申し上げ候。以上
明治九年五月二十六日

右
中村吉松

千葉縣令柴原和殿
右の通り明治九年五月より同年九月まで一
季製造仕りたくこのたび御届け申し上げ候。以上
明治九年五月二十六日

明治9年(1876) 草刈・中村家文書II-17B
焼酎石高御届け書

焼酎
一製造高一石四斗
右の通り明治九年五月より同年九月まで一
季製造仕りたくこのたび御届け申し上げ候。以上
明治九年五月二十六日

右
中村吉松(印)
用掛り
魚路市造(印)
右区 副戸長
岡田程八(印)
千葉縣令柴原和殿

書面願いの趣聞き届け免許
鑑札下げ渡し候こと。
ただし営業税は大区扱い所を経て
上納致すべきこと。
明治九年五月二十七日 (印) 千葉縣第五大区出張所

書面願いの趣聞き届け免許
鑑札下げ渡し候こと。
ただし営業税は大区扱い所を経て
上納致すべきこと。
明治九年五月二十七日

清酒醸造営業願

石管業仕度修問外為新築礼内度修度
奉願候こと
明治八年十月廿二日
中村吉松

明治8年(1875) 草刈・中村家文書II-17C
清酒醸造営業願

清酒醸造営業願
第五大区三区
市原郡草刈村八十一番屋敷
酒造人
中村吉松

一清酒醸造
ただし明治八年より同九年九月まで一季
右営業仕りたく候あいだ御免許鑑札御下げ渡し下されたく
願ひ奉り候。以上
明治八年十月二十二日

右
中村吉松(印)
右区 副戸長
木村幸三郎(印)
千葉縣令柴原和殿

千葉縣令柴原和殿

書面願いの趣聞き届け免許
鑑札下げ渡し候こと。
ただし営業税は大区扱い所
を経て上納致すべきこと。
明治八年十月二十四日 (印) 千葉縣第五大区出張所

千葉縣令柴原和殿

酒酒店營業願
 第五大区六小区
 市原郡草刈村
 八十一番屋敷
 中村吉松持ち地
 寄留 営業人
 伊藤吉蔵

酒酒店營業願
 第五大区六小区
 市原郡草刈村
 八十一番屋敷
 中村吉松持ち地
 寄留 営業人
 伊藤吉蔵

酒酒店營業願
 第五大区六小区
 市原郡草刈村
 八十一番屋敷
 中村吉松持ち地
 寄留 営業人
 伊藤吉蔵

明治十年四月三十日

千葉縣令柴原和殿

書面願之趣聞届候條成規之税金順序ヲ経テ上納可致事

明治十年四月日

千葉縣令柴原和

明治十年四月日

千葉縣令柴原和

書面願之趣聞届候條成規之税金順序ヲ経テ上納可致事

明治九年六月五日

千葉縣令柴原和

右正ニ請取候也

明治九年九月二十八日

千葉縣第五大区六小区
 扱所 (印) 出納方印

明治10年(1877) 草刈・中村家文書II-17D
 飲酒店營業願

飲酒店營業願
 第五大区六小区
 市原郡草刈村
 八十一番屋敷
 中村吉松持ち地
 寄留 営業人
 伊藤吉蔵

明治十年四月より新規
 一飲酒店營業
 兼業これなし
 右成規の税金上納營業仕りたく候あいだ御許客下されたくこの段願
 い奉り候。以上
 明治十年四月三十日

右
 伊藤吉蔵 (印)
 用掛り
 中村吉蔵 (印)
 戸長
 五十嵐親 (印)

千葉縣令柴原和殿
 書面願いの趣聞き届け候條成規の税金順序を経て上納致すべきこと。
 明治十年四月日
 千葉縣令柴原和

明治9年(1876) 草刈・中村家文書II-17EF
 酒稅請け取り

証
 草刈村
 中村吉松
 燒酎造稅
 金十円なり
 外金一錢手数料
 右正に請け取り候なり
 明治九年六月五日
 千葉縣第五大区六小区
 扱所 (印) 出納方印

証
 草刈村
 中村吉松納
 製酒壳高稅
 金六円九錢一厘
 燒酎同斷
 金一円十七錢一厘
 合わせ金七円二十六錢二厘
 外金八厘手数料
 右正に請け取り候なり
 明治九年九月二十八日
 千葉縣第五大区六小区
 扱所 (印) 出納方印

乾物営業願い
 第五大区六小区
 上総国市原郡草刈村
 中村吉松
 右営業仕りたく成規の税金上納仕り候あいだ御
 許客くだされたくこの段願い奉り候。以上
 明治九年二月

中村吉松
 中村丙午
 千葉県令柴原和殿

明治9(1876) 草刈・中村家文書II-20
 乾物営業願い

乾物営業願い
 第五大区六小区
 上総国市原郡草刈村
 営業主
 中村吉松

一 乾物営業願い
 右営業仕りたく成規の税金上納仕り候あいだ御
 許客くだされたくこの段願い奉り候。以上
 明治九年二月

右村
 中村吉松(印)
 用掛り
 中村丙午(印)

千葉県令柴原和殿

賣薬取調書
 草刈村

第五大区三小区
 上総国市原郡草刈村
 第七十六番屋敷住居
 商 中村吉松
 一 一角丸 百粒 吉包代 二銭
 一 折衝飲 十貼 吉貼代 八銭
 右は東金町大野伝兵衛方より請け売り仕り候

明治6年(1873) 草刈・中村家文書II-21
 売薬取り調べ書

売薬取り調べ書
 草刈村

第五大区三小区
 上総国市原郡草刈村
 第七十六番屋敷住居
 商 中村吉松
 一 一角丸 百粒 一包み代 二銭
 一 折衝飲 十貼 一貼代 八銭
 右は東金町大野伝兵衛方より請け売り仕り候

一 妙振出 三十貼 一貼代 一錢
 右 東京大伝馬町二丁目桑名屋彌三右衛門方より
 請け売り仕り候

一 寶母散 二十貼 一貼代 三錢
 右 東京中橋南伝馬町千葉堂孝助方より
 請け売り仕り候

一 紙屋膏藥 百貝 一貝代 五厘
 右 東京浅草並木町紙屋吉兵衛方より
 請け売り仕り候

一 一角丸 百粒 一包代 二錢
 一 折衝飲 十貼 一貼代 八錢
 右 東京大伝馬町二丁目桑名屋彌三右衛門方より
 請け売り仕り候

一 妙振り出し 二十貼 一貼代 一錢
 右は東京大伝馬町二丁目桑名屋彌三右衛門方より
 請け売り仕り候

一 寶母散 二十貼 一貼代 三錢
 右は東京中橋南伝馬町千葉堂孝助方より
 請け売り仕り候

一 紙屋膏藥 百貝 一貝代 五厘
 右は東京浅草並木町紙屋吉兵衛方より
 請け売り仕り候

一 一角丸 百粒 一包み代 二錢
 一 折衝飲 十貼 一貼代 八錢
 右は東京大伝馬町二丁目桑名屋彌三右衛門方より
 請け売り仕り候

一 寶母散 二十貼 一貼代 三錢
 右 東京中橋南伝馬町千葉堂孝助方より
 請け売り仕り候

一 紙屋膏藥 百貝 一貝代 五厘
 右 東京浅草並木町紙屋吉兵衛方より
 請け売り仕り候

右 明治五壬申正月より十二月まで
 合 金壹圓六十八錢 仕入れ高
 金貳圓四十錢 賣り高
 右 通り相違ござなく候。以上

右村 中村吉松 (印)

一 寶母散 三十貼 一貼代 三錢
 右は東京中橋南伝馬町千葉堂孝助方より
 請け売り仕り候

一 紙屋膏藥百貝 一貝代 五厘
 右は東京浅草並木町紙屋吉兵衛方より
 請け売り仕り候

右 明治五壬申正月より十二月まで
 合わせ 金一円六十八錢 仕入れ高
 金二円四十錢 売り高
 右の通り相違ござなく候。以上

右村 中村吉松 (印)

中村家文書

百子

百子

百子

百子

百子

百子

百子

百子

百子

明治6年(1873) 川草刈・中村家文書II-68
徴兵御用取り調べ届け

第三十四区一画

草刈村住

百姓

齊藤七郎二男

齊藤七郎

西二十才

身の丈五尺余身体病身

右は今般徴兵御用につき取り調べ申し上げべき旨

仰せ出され候につきこの段申し上げ候。以上

西二月七日

齊藤七重郎

木更津県権合柴原和殿

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

川船規則の注意

明治はじめ川草刈・中村家文書II-91
川船規則取りかわし証文下書き

川船規則相改め取りかわし議定書のこと

一 川船荷主方荷物積み下ろしの儀は旧来より私ども

川船株十二艘をもつて荷物積み下げ差し支えこれなきよう

致すべきはず、これより村田村五大力船まで解け来たり候ところ、

御維新以来追々川船相開け諸荷物等相嵩み

候については精勤仕るべきのところ、これまで規則の深(真)意

を

失い振り荷を積み、荷主方へ差し支えさせ候儀、今般

掛け合いに及ばれ、実に先非を悔やみ全窮に迫り、ただただ

私欲に相おこり、ことのほか不人情の仕成方この段

何よう致され候とも一言の申し訳これなき候ところ、

格別の慈悲をもつて川船株口(元カ)深く心配成し下され

川船荷物積み下げ差し支えこれなきよう仕り、工夫

にて新規川船何艘出来、用意船と置かれ

もし差し支え候節は右の船相用い、かつ振り荷を除き

従前の規則に基き荷物積み下げ致すべき旨、とくと

申し聞けられ(候わば)実もつてありがたく承知仕り、しかる上

は何よう荷

物相嵩み候とも決して差し支え致すまじく候、万一

(以下欠落)

